

平成 27 年 1 月 8 日  
山口県報号外第 57 号  
監査公表第 27 号別冊

包括外部監査の結果に基づく措置の通知に係る事項

山 口 県 監 査 委 員

# 平成 26 年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

## 1 包括外部監査の特定事件

山口県における外郭団体の財務事務の執行について

## 2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監査結果	措置の内容	措置状況
<p>第3章 外郭団体の財務に関する事務の執行について</p> <p>第1 監査の結果及び意見の総括的事項</p> <p>2 特に重要と考える指摘事項、意見等について</p> <p>(1) 理事の理事会における出席状況について</p> <p>山口県ニューメディア推進財團における事業運営に関する審議決定機関は理事会であるが、平成 25 年度において総数 8 名の理事のうち 3 名が 2 回行われた理事会に 2 回とも欠席であった。理事会は、単に定足数を満たせばよいというものではなく、理事が現に出席して議論に参加することこそが重要である。なお、他県の団体の事ではあるが、一部理事の独走、専断が許されてしまった事例が過去に散見されたこともあり、関係者においては、なるべく早期に日程を調整し各理事に通知するなどして、理事会の開催に一層の工夫が必要である。又、理事には、その職業、立場、経歴などから相当の見識を持った人物が望ましいが、それだけではなく、距離的、時間的にも、出席が十分可能で、又、出席に十分な意欲を持った人物を選任すべきと考える。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>(主務課・室 総合企画部情報企画課)</p> <p>平成 26 年度第 1 回理事会は早期の日程調整を図ることにより、指摘の 3 名のうち 2 名の出席、第 2 回理事会ではうち 1 名の出席を得た。</p> <p>平成 27 年度も早期の日程調整を図るが、平成 28 年度に理事の任期が切れるところから、指摘の趣旨を十分踏まえ、選任を行う。</p>	措置済み
<p>(2) 監事監査について</p> <p>① 監事の理事会における出席状況について</p> <p>山口県ひとつづくり財團の平成 25 年度における 3 回の理事会には、ほとんど理事が出席されている。ほとんどの理事は非常勤であり、又、兼職でもあるが、日程調整をすれば、忙しい人でも出席可能であるという事である。ただ、監事は 2 名就任しておられるが、そのうち 1 名については 3 回とも理事会に欠席であり、他の 1 名は 2 回欠席であった。監事は、理事の職務の執行を監査し、理事が作成した計算書類及び事業報告並びにこれらの付属明細書を監査するとともに、その職務の遂行のため、いつでも、理事及び使用人に対し事業の報告を求め、法人の業務及び財産の状況を調査することが出来るなどの広範な権限を与えられており、法人の運営が適正に行われるための重要な役割を担っている。従って、監事は積極的に理事会に参加すべきと考える。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>(主務課・室 総合企画部政策企画課)</p> <p>監事や理事が理事会に参加しやすいよう、開催日時の決定に当たっては、早い時期から日程調整を進めることとした。</p> <p>結果、平成 27 年 6 月の理事会においては、監事両名とも出席された。</p>	措置済み

② 代理人による決算監査について

山口きらめき財団の平成25年度決算に関する監事監査が、平成26年5月16日の午前9時から午後零時の間に実施されている。この決算の関する監事監査の記録簿を閲覧したところ、ある監事は自ら監事監査を行うことなく、自分が所属する団体の部下である人物を代理人として決算に関する監事監査を行わせていた。そして、その結果の報告を代理人から監事へ行っていた。しかしながら、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第99条（監事の権限）では、「監事は、理事の職務の執行を監査する。この場合においては、監事は、法務省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない」と規定している。これを受け、当団体の定款第28条（監事の職務及び権限）でも、「監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する」と規定している。

また、当団体には、理事会の承認を受けた決算報告に関する代理人を認める規程もなく、このような事実について理事会にも報告されていない。以上のような事実等から判断した結果、代理人による決算に関する監事監査は法律等に違反している可能性が高いため、監事自らが決算監査をすべきであると考える。

【指摘】

(主務課・室 環境生活部県民生活課)

代理人による決算監査は適当でないことから、平成27年5月18日に実施した平成26年度の決算に関する監査からは、監事本人が財団事務所において監査するよう改めた。

措置済み

③ 監事による税務申告書の作成指導について

山口県国際交流協会のある監事は税理士として報酬を得て税務申告書の作成指導を行っており、その監事としての独立性が保持されているか否か疑問である。このような疑問の残る外観を呈しないためにも、監事監査のみか、または会計業務の指導及び税務申告書の作成指導を行うように改めるべきである。

【意見】

(主務課・室 総合企画部国際課)

平成27年度中の改善に向け、具体的な対応を検討中。

改善途中

(4) インターネットによる情報公開について

現在、ほとんどの外郭団体は、山口県から出資金等や補助金、負担金、交付金等の財政的援助を受けているのであり、その実施した事業の説明責任を果たすため、いつでも、どこでも、誰でも開示情報を閲覧できる状態つまり、インターネット上で情報公開をすべきであると考える。積極的に取り組んでいる団体がある一方、事業計画書、事業報告書や、財産目録などの重要情報を開示していない団体もある。インターネットでの情報公開をすることによって、外郭団体とその閲覧者との間で適度の緊張関係も生まれ、また、わざわざ主たる事務所や山口県情報公開センターまで出向く必要もなくなる。従って、要綱を改めた上で、所管課から外郭団体に対してインターネットによる情報公開を指導することが望まれる。

【意見】

(主務課・室 総務部学事文書課)

要綱の「書類の公表の方法」の規定に、「インターネットを活用し、公表するよう努める」との文言を追加する改正を平成27年4月に行い、外郭団体に対して通知文書により周知徹底を図った。

措置済み

<p>(5) 業務執行に関する承認体制について</p> <p>山口県青果物基金協会の稟議決裁書類を閲覧したところ、すべての事務処理について事務局長が起案をして、すべて事務局長が決裁を行っていた。すべての権限が一人に集中することは内部統制の観点から望ましいことではなく、非常勤であるとはいえた理事長、専務理事を含めた承認体制を再考する必要がある。また、現在は、稟議決裁規則等の定めがないため、早急に稟議決裁規則等を定めそれに基づく運用をすべきである。</p>	<p>【指摘】</p>	<p>(主務課・室 農林水産部農業振興課)</p> <p>これまでには、起案者は責任者であることとしていたため、主担当者が稟議決裁書類を作成した場合においても、事務局長が起案していた。このため、指摘後、主担当者が起案し、事務局長が決裁を行うよう改めた。</p> <p>また、決裁方法については、文書管理細則に定めており、平成27年7月7日に必要な見直しを行った。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(7) 決算書に対する会計専門家の活用について</p> <p>各団体の決算書について、「公益法人会計基準」等に準拠した会計処理及び表示であるかを視点において監査したところ、貸借対照表、正味財産増減計算書及び財務諸表に対する注記等に、程度は各団体において様々であるが、各種の不備が認められた。日常業務と違い年に1回の事であるため、各団体においては「公益法人会計基準」等の理解が不十分であるのかもしれない。しかしながら、基準に準拠して正しい決算書を作成することは当然であるため、新たに公認会計士等の外部の専門家を活用することを検討したり、既に活用している団体にあっては、外部の専門家に対して会計・経理の資料をより詳細に示したり、経理処理の内容及びそのようになしたことの趣旨をより具体的に説明して、十分協議の上、適切な指導を受け、決算書を適正に作成されたい。</p>	<p>【指摘】</p>	<p>(主務課・室 総合企画部政策企画課 総合企画部国際課 総合企画部情報企画課 健康福祉部厚政課 健康福祉部医療政策課 商工労働部商政課 農林水産部農林水産政策課 農林水産部畜産振興課 農林水産部森林企画課 農林水産部水産振興課 土木建築部監理課 土木建築部都市計画課 警察本部組織犯罪対策課)</p> <p>平成26年度の決算書作成から、外部の専門家の指導を受け、「公益法人会計基準」等に準拠した会計処理及び表示を行うなど適正に決算書を作成することとした。</p> <p>また、従来から、税理士や公認会計士が所属する会計事務所に決算書等の作成指導を依頼している団体においては、今後も関係資料をより詳細に説明の上、十分協議のもとで適正に決算書を作成する。</p> <p>なお、公益法人認定法施行令第6条により、会計監査人の設置が義務づけられる規模ではない団体においては、会計監査人の設置には相応の費用負担が伴うことから、会計専門家の活用を団体に求めることは困難であるが、指摘の趣旨を踏まえ、会計担当者に公益法人会計に関する研修を受けさせる等、会計担当者の資質向上対策の継続実施と適正な決算書の作成について指導した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>第2 監査の結果及び意見の個別的事項</p> <p>1 公益財団法人山口県ひとづくり財団</p> <p>(2) 指摘事項及び意見</p> <p>① 組織、管理運営の状況、事業の実施状況、財務及び会計について</p> <p>ア 監事の理事会における出席状況について</p> <p>山口県ひとづくり財団の平成25年度における3回の理事会には、ほとんど理事が出席されている。ほとんどの理事は非常勤であり、又、兼職もあるが、日</p>	<p>【指摘】</p>	<p>(主務課・室 総合企画部政策企画課)</p> <p>監事や理事が理事会に参加しやすいよう、開催日時の決定に当たっては、早い時期から日程調整を進めることとした。</p>	<p>措置済み</p>

程調整をすれば、忙しい人でも出席可能であるという事である。ただ、監事は2名就任しておられるが、そのうち1名については3回とも理事会に欠席であり、他の1名は2回欠席であった。監事は、理事の職務の執行を監査し、理事が作成した計算書類及び事業報告並びにこれらの付属明細書を監査するとともに、その職務の遂行のため、いつでも、理事及び使用人に対し事業の報告を求め、法人の業務及び財産の状況を調査することが出来るなどの広範な権限を与えられており、法人の運営が適正に行われるための重要な役割を担っている。従って、監事は積極的に理事会に参加すべきと考える。

#### 【意見】

##### イ 税務申告書の作成について

税理士である監事が所属する税理士法人の、他の税理士が税務申告書を作成している。同じ税理士法人内での税理士同士であり、間接的ではあるが当財団と利害関係があると判断されるため、当該監査の独立性に疑義が生じることになる。税務申告代理は、他の独立した税理士に依頼する等、早急に対応する必要がある。

#### 【意見】

##### ウ 収支予算書の作成について

収支予算書は事業計画書と合わせ、事業年度の開始前までに理事会で承認される。ところで、平成25年度の消耗備品費をサンプルとして予実比較の検討したところ、実績は2,793千円であるが予算は600千円であった。この点について職員に質問したところ、特に予算を補正することなく、事業費全体で実績が予算以内であればよいと考えているとの事であった。しかしながら本来、収支予算とは向こう一年間の収支計画の積み上げで計算すべきものであり、この件に関しては予算の根拠が全く見られないことになる。従って、場当たり的な支出をすべきではなく、計画的な収支予算書を作成し理事会の承認を受けるべきである。

#### 【意見】

##### エ 職務担当者の配置換えについて

スポーツ交流村のプロパー職員の現在の従事年数は21年であり、また、秋吉台青少年自然の家の臨時職員の従事年数は9年と比較的に長期であると思われる。当団体の施設は7施設あり、他の施設との人事交流を図るという事も考慮する必要があると思われる。

#### 【意見】

##### オ 情報公開について

ただ、「報酬等の支給の基準を記載した書類」も、そのまま公表すると誤解を与えるおそれのある部分

結果、平成27年6月の理事会においては、監事両名とも出席された。

改善途中

(主務課・室 総合企画部政策企画課)  
平成28年6月に現監事の任期が満了となることから、次期監事を選任する際は別の者に就任依頼することとする。

措置済み

(主務課・室 総合企画部政策企画課)  
平成27年度収支予算書の作成から、年度を通じて、各費目の予算の範囲内で執行できるよう、各費目における必要金額をよく精査し、適確な金額を積み上げるよう努めることとした。

措置済み

(主務課・室 総合企画部政策企画課)  
施設によっては、専門的技術（スポーツ指導員や教員免許取得者）が必要となるところもあるほか、地元優先で雇用している施設もあり、現行の体制の中で早急に対応することは困難であるが、今後、職員の採用計画において、雇用条件にジョブローテーションを設けることなどの検討を進めていく。

措置済み

(主務課・室 総合企画部政策企画課)  
平成27年9月に、財団ホームページ上に公開した。

	<p>もあるので、注記等をつけて合わせてインターネットで公開するのが望ましい。又、県は所管課から外郭団体に対してインターネットによる情報公開を指導することが望まれる。</p>		
	【意見】		
カ	<p>情報公開に関する事業報告書の記載内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 1 単に実施した事業内容のみを記載するのではなく、計画との対比を行っていることは評価できるが、数値のみの比較であり、果たして事業が有効に実施されたか否かが不明であるため、定性情報もコメントすべきと考える。</li> </ul>	(主務課・室 総合企画部政策企画課) 平成 26 年度事業報告書から定性情報も明記することとした。	措置済み
	【意見】		
キ	<p>* 2 計画と実績の差異が著しい場合には、今後の事業計画の作成や、事業実施上の注意点に関しての情報を示すため、その理由を開示する必要があると考える。</p>	(主務課・室 総合企画部政策企画課) 平成 26 年度事業報告書から計画と実績の差異が著しい事業については、その理由も明記することとした。	措置済み
	【意見】		
キ	<p>基本財産の担保提供について</p> <p>担保に供した株式は基本財産に占める比率は低いかもしれないが、債務不履行などで担保の処分がなされた場合には基本財産が減少してしまい財団の運営に支障をきたすリスクがある。担保の処分に該当する事象が生じないようにモニタリングが必要である。</p>	(主務課・室 総合企画部政策企画課) 外郭団体に対するモニタリングは年 1 回実施しているところであり、当該事案も含め、財団の運営に支障をきたすおそれがあるような事案があれば、その状況について、財団から適時情報収集を行うとともに、必要に応じて適切な指導を実施していく。	措置済み
	【意見】		
②	<p>現物管理について</p> <p>ア 財務規程と実際の業務の整合性について</p> <p>全体的に財務規程の記載内容と実際の業務の運用が整合していない。例えば、財務規程第 4 条は「出納員の設置」に関する規定であるが、そこでは出納員のみが金銭を取り扱うような記載となっている。ところが、実際の業務の運用としては出納員以外の他の職員も金銭を取り扱っているため、実際にその必要があるならば規定の内容を変更して実際の運用に合致させるべきである。又、現金が収納されるケースは、施設利用料がほとんどであり、当財団の補助金以外の収入の大部分を占める重要な業務である。ところが、金銭の収納に関する取扱いが規定されていないため、取り扱いを明確にするためにも財務規程に織り込むべきである。</p>	(主務課・室 総合企画部政策企画課) 指摘を踏まえ、「利用料等の収納事務の取扱要領」を作成し、出納員を補助する「会計員」を置くことを明記した。 また、金銭の収納に係る指摘については財務規程の改正をするとともに、当該規程の改正及び取扱要領の作成について平成 27 年 4 月 1 日付けの文書により全施設に周知した。	措置済み
	【指摘】		
イ	<p>郵便切手等の取り扱いについて</p> <p>郵便切手類や収入印紙等を 1 人で管理している。しかしながら、金額は小さくとも現金同等物と考えられるものであり、相互けん制のために他人のチェックを入れることが望ましい。</p>	(主務課・室 総合企画部政策企画課) 平成 27 年 4 月より、出納簿の状況を所属長に適時報告するとともに、所属長にあっては、定期的に出納簿の枚数と現物の枚数が一致することを確認することとした。	措置済み
	【意見】		

<p>ウ 物品の管理について</p> <p>物品に関して財団が所有しているものや、山口県の所有物品があちこちに混在している。また、数量についても相当な数に上ることなどから考えて、現物管理はかなり重要である。しかしながら、財務規程第34条「物品の管理」について、「年に1度棚卸を実施し、台帳と現物を確認し報告するものとする」というような文言がないため、それを追加して記載する必要がある。また、規定に基づいた棚卸実施要領等を作成することにより、作業の効率化を図る必要がある。実際、セミナーパークでは現物に添付する管理シールが剥がれたり、施設の利用者が机等を移動させたり、又、元へ戻す場所を間違えたりして現物管理が疎かになっている。また、県からの貸与物品については県が元データを持っているため、可能ならばそれを利用するにより、施設ごとの物品一覧表を作成し現物管理することが効率的であると考える。</p>	<p>(主務課・室 総合企画部政策企画課) 財務規程に新たな規定を設けるとともに、作業手順等を記載した「物品管理の実施要領」を作成し、平成27年4月1日付けの文書により全施設に周知した。 また、県の貸与備品については、県が有するデータを共有することとし、双方確認の上、随時更新することで、より効率的な管理ができるようにした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>エ その他</p> <p>現物管理に関する総合的な観点からではあるが、当財団は基本的には、各施設毎に経理事務等が委ねられている。しかしながら、一つの同じ組織として、今後統一できる部分は統一することが望ましい。例えば、利用料の収納事務、固定資産及び物品の管理方法等を統一していくことの検討が必要である。</p>	<p>(主務課・室 総合企画部政策企画課) 「利用料収納事務の取扱要領」、「物品管理の実施要領」を作成するとともに、全施設に対して、平成27年4月1日付けで文書を発出し、周知徹底を図った。</p>	<p>措置済み</p>
<p>③ 出納(収入、支出)及び決算書について</p> <p>ア 仕入業者から入手する請求書について</p> <p>ほとんどの請求書については請求日付が記入されているが、特定の業者の請求書には全く日付の記入がない。請求日付はどちらの決算期に計上するかを判断するうえで重要であるため、記入するように業者を指導すべきである。</p>	<p>(主務課・室 総合企画部政策企画課) 全施設に対して、平成27年4月1日付で文書を発出し、取扱い等について改めて周知徹底を図った。</p>	<p>措置済み</p>
<p>イ 決算書の不備について</p> <p>(ア) 正味財産増減計算書</p> <p>「基本財産評価損益等」とする勘定科目が「特定資産評価損益等」となっており、基本財産と特定財産の区別がついていないものと考えられる。</p> <p>(イ) 貸借対照表</p> <p>a 貸倒引当金の未計上について</p> <p>当財団は奨学金貸付事業を行っており、平成26年3月31日現在、貸付金残高は約70億弱である。</p>	<p>(主務課・室 総合企画部政策企画課) 平成26年度決算報告書から適正に記載した。</p> <p>(主務課・室 総合企画部政策企画課) 平成26年度決算報告書から、貸倒実績率法に基づき、貸倒引当金を計上すること</p>	<p>措置済み</p> <p>措置済み</p>

	<p>その内、返還延滞元金が約3億6千万円あり、対応する未収利息が約3億円となっているが、決算書上には明示されていない。注記の「その他財務諸表の状況を明らかにするために必要な情報」として開示を検討する必要がある。また、本来は貸倒引当金を計上すべきであるが、現在は設定の基準がないため、早急に基準を整備すべきである。</p>	<p>とした。</p>	
	<p>b 借入金について 「1年内返済予定長期借入金」の表示がなく、流动・固定の区別がされていない。</p>	<p>(主務課・室 総合企画部政策企画課) 平成 26 年度決算報告書から適正に記載することとした。</p>	措置済み
	<p>c 退職給付引当金について 期末退職者分が計上され、また、引当不足の者がいる。期末退職者分は期末では未払金として表示すべきであり、また、引当不足者分は各部署で引当資産と対応させるために資金不足の部署で発生していた。引当と引当資産は同額である必要はなく、規定に従い計上される必要がある。</p>	<p>(主務課・室 総合企画部政策企画課) 平成 26 年度決算報告書から適正に記載することとした。</p>	措置済み
(ウ) 注記	<p>a 「満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益」の記載に満期のない株式について記載されており、また、満期保有目的の国債についての注記は記載がなかった。</p>	<p>(主務課・室 総合企画部政策企画課) 平成 26 年度決算報告書から適正に記載することとした。</p>	措置済み
b 「補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高」の記載に補助金でないものまで記載されていた。	<p>(主務課・室 総合企画部政策企画課) 平成 26 年度決算報告書から適正に記載することとした。</p>	<p>(主務課・室 総合企画部政策企画課) 平成 26 年度決算報告書から適正に記載することとした。</p>	措置済み
④ 契約等について	<p>ア 伺書の決裁日の記入について 決裁日の記載はその事案が決定されたことを証するものであるから、省略すべきでない。</p>	<p>(主務課・室 総合企画部政策企画課) 全施設に対して、平成 27 年 4 月 1 日付で文書を発出し、取扱い等について改めて周知徹底を図った。</p>	措置済み
イ 暴力団排除条項について	<p>閲覧した契約書のうち、以下の契約書に暴力団排除条項がない。契約に関しては財団の財務規程第 35 条で「山口県会計規則」に準じて締結する旨が規定されている。「山口県会計規則」第 129 条では契約書記載事項が列挙されており、暴力団排除条項（契約解除条項）は同条第 2 項 12 号の「その他契約担当者が必要と認める事項」の一つとして、別途取り扱い要領等で</p>	<p>(主務課・室 総合企画部政策企画課) 「契約締結事務マニュアル」を作成するとともに、全施設に対して、平成 27 年 4 月 1 日付で文書を発出し、当該マニュアルの周知徹底を図った。</p>	措置済み

示されている。

財団は「山口県会計規則」及びその運用内容を十分把握して、契約の締結に遺漏のないようにすべきである。

県は財団に対して、契約の締結ほかの会計手続きに関する改正等について適切に連絡、指導すべきである。

また、「山口県会計規則」に準じると、このような漏れが生じる可能性がある。記載漏れ防止のためにも「財団の契約に関する規則」を作成し、記載事項を規定することも検討する必要がある。

(該当する契約)

- ・山口県セミナーパーク管理棟他清掃業務
- ・山口県セミナーパーク屋外維持管理業務

【意見】

ウ 隨意契約について

山口県セミナーパーク屋外維持管理業務については、セミナーパーク開設以来、特定の業者((一社)セミナーパーク協力会)が単独随意契約をしている。

財団の執行伺では、業者選定理由として「山口県セミナーパーク指定管理者仕様書」において「屋外施設の維持管理については、セミナーパーク協力会を活用することと定められているため」と記載されている。財団としては仕様書に従った処理であるが、県と協議して仕様書で記載している意味および単独随意契約を締結することの正当性を明確にすることが必要である。

【意見】

(主務課・室 総合企画部政策企画課)

県と協議し、随意契約とした考え方等について共通認識を図った上で、今後、執行伺等にその旨を記載することとした。

措置済み

エ 県からの委託業務に関する見積金額の算定について

県からの「南若川流域治水対策・地域自主戦略交付金工事に伴う調査業務 第16区」の委託業務に関しては、見積書を提出した後に調査面積の縮小があったが、修正後の見積書は当初の見積書と同額であった。

見積り内訳を閲覧すると発掘作業員の人数は減っているが、補助員増などにより修正後見積もりは当初の見積りと同額となっている。発掘作業員以外の補助員増などの理由を明確にすべきである。

【意見】

(主務課・室 総合企画部政策企画課)

平成27年4月に、この度指摘を受けた施設に対して、個別に指導を実施した。

措置済み

オ 伺書の決裁日の記入について

決裁日の記載はその事案が決定されたことを証するものであるから、省略すべきでない。

【意見】

(主務課・室 総合企画部政策企画課)

全施設に対して、平成27年4月1日付けて文書を発出し、取扱い等について改めて周知徹底を図った。

措置済み

カ 暴力団排除条項について

閲覧した契約書のうち、以下の契約書に暴力団排除条項がない。契約に関しては財団の財務規程第35条で「山口県会計規則」に準じて締結する旨が規定されている。「山口県会計規則」第129条では契約書記載

(主務課・室 総合企画部政策企画課)

「契約締結事務マニュアル」を作成するとともに、全施設に対して、平成27年4月1日付けて文書を発出し、当該マニュアルの周知徹底を図った。

措置済み

事項が列挙されており、暴力団排除条項（契約解除条項）は同条第2項12号の「その他契約担当者が必要と認める事項」の一つとして、別途取り扱い要領等で示されている。

財団は「山口県会計規則」及びその運用内容を十分把握して、契約の締結に遺漏のないようにすべきである。

県は財団に対して、契約の締結ほかの会計手続きに関する改正等について適切に連絡、指導すべきである。

また、「山口県会計規則」に準じると、このような漏れが生じる可能性がある。記載漏れ防止のためにも「財団の契約に関する規則」を作成し、記載事項を規定することも検討する必要がある。

（該当する契約）

- ・東禅寺・黒山遺跡発掘調査に伴う空中写真撮影及び空中写真測量業務
- ・仮設事務所等物品賃貸借契約

【意見】

キ 隨意契約の根拠について

（ア）「東禅寺・黒山遺跡発掘調査に伴う空中写真撮影及び空中写真測量業務」

決裁書には随意契約の根拠として「地方自治法施行令第167条の2第1項第1号」の規定を記載しているが、業務委託の場合は1,000,000円までであり、今回の契約（4,645,112円）では当てはまらない。

【指摘】

（主務課・室 総合企画部政策企画課）  
全施設に対して、平成27年4月1日付  
けで文書を発出し、取扱い等について改め  
て周知徹底を図った。

措置済み

（イ）仮設事務所等物品賃貸借契約

執行同、物品調達（借入）等審査会議事録には随意契約の根拠として「地方自治法施行令第167条の2第1項第1号」の規定を記載しているが、物件の借入の場合は800,000円までであり今回の契約（934,500円）では当てはまらない。

【指摘】

（主務課・室 総合企画部政策企画課）  
全施設に対して、平成27年4月1日付  
けで文書を発出し、取扱い等について改め  
て周知徹底を図った。

措置済み

ク 指定管理者が調達した備品の所有等について

（エ）結論

基本的には、指定管理者制度ガイドラインや県と各団体の包括協定書に従って取り扱う必要がある。しかしながら、撤去の際にこれによることが適切でないなど例外を協議により設けることもできるのであるから、当初から県が寄付採納を行うなど、明らかに包括協定書と異なった取扱いをさせるべきでないと考える。

【指摘】

（主務課・室 教育庁社会教育・文化財課）  
指摘のあった寄付については、県から要請したものではなく、あくまでも指定管理者からの申し出を受け、対応したものである。

県としては、指摘の趣旨を踏まえ、今後とも、包括協定書及び指定管理者制度ガイドラインに沿った適正な事務処理を行っていく。

措置済み

2 公益財団法人山口県国際交流協会

（2）指摘事項及び意見

① 組織、管理運営の状況、事業の実施状況、財務及び

<p><b>会計について</b></p> <p>ア 監事監査のあり方について ある監事は税理士として報酬を得て税務申告書の作成指導を行っており、その監事としての独立性が保持されているか否か疑問である。このような疑問の残る外観を呈しないためにも、監事監査のみか、または会計業務の指導及び税務申告書の作成指導を行うように改めるべきである。</p>	<p>(主務課・室 総合企画部国際課) 平成 27 年度中の改善に向け、具体的な対応を検討していく。</p>	<p>改善途中</p>
<p>イ 議事録の署名について 議事録はその決議の存否や有効性を問われるときにより重要性を増してくるものであり、定款の規定に従い、署名しなければならない。</p>	<p>(主務課・室 総合企画部国際課) 平成 26 年度の理事会から議事録の署名を徹底した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>ウ 理事会における理事の出席状況について 山口県国際交流協会における業務執行の審議決定機関は理事会であるが、平成 25 年度において総数 9 名の理事のうち 1 名が第 2 回目の書面表決を除く残り 2 回の理事会に欠席であった。理事会は、単に定足数を満たせばよいというものではなく、理事が現に出席して議論に参加することこそが重要であり、積極的に理事会に参加して意見を述べる意思のある方を招聘すべきと考える。</p>	<p>(主務課・室 総合企画部国際課) 役員の選任に当たっては、積極的に参加される意思の方を招聘している。指摘のあった理事は、都合で 2 回欠席したが、以後は出席している。役員選任には、今後も配慮する。</p>	<p>措置済み</p>
<p>エ 伺い書における決裁日の記載漏れについて 決裁日の記載は、その事案が決定されたことを証するものであり、仮に、起案日当日に決裁が下りたからといって省略してよいものではないと考える。</p>	<p>(主務課・室 総合企画部国際課) 指摘後直ちに、伺い書に必ず決裁日を記載するよう改めるよう、定例会議で全員に指導した。また、決裁時には事務局長が担当者に口頭指導を行っている。</p>	<p>措置済み</p>
<p>オ 職務担当者の配置換えについて 経理業務担当者の経理業務の従事年数は 4 年 6 か月であり、極端に長いとは言えない。しかしながら、団体からの回答を読むと同一人が出納業務と記帳業務、発注業務と支払業務を実施しており、不祥事の発生の可能性がないことはないと思われる。 ただ、「副主任を置き相互チェックを行う体制をとるとともに、事務局長の監督のもと、不祥事が生じないようにしている」と記載があるのを、副主任に出納業務又は記帳業務、発注業務又は支払業務を担当してもらうような体制作りは出来ないかと思われる。</p>	<p>(主務課・室 総合企画部国際課) 平成 27 年 4 月から、経理業務担当者に別の職員を配置するとともに、経理業務の一部（記帳業務）を副主任が担当し、不祥事の防止を図った。</p>	<p>措置済み</p>
<p>カ 情報公開について 「運営組織及び事業活動の状況の概要」について「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第 21 条第 2 項では、「毎事業年度経過後 3箇月以内に</p>	<p>(主務課・室 総合企画部国際課) 指摘後直ちに、平成 25 年度分（平成 26 年度作成）から、事務所窓口に備え置いた。</p>	<p>措置済み</p>

	<p>作成し、当該書類を 5 年間その主たる事務所に・・・備え置かなければならない」と規定している。</p> <p style="text-align: right;">【指摘】</p> <p>県は所管課から外郭団体に対してインターネットによる情報公開を指導することが望まれる。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p> <p>キ 事業報告書の記載内容について 事業報告書は、事業計画の実施状況を明らかにするのが主たる目的であるため、事業計画との対比においてその達成状況を記載すべきと考える。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p> <p>② 現物管理について ア 固定資産の管理について 固定資産に関する管理台帳はあるが、現物に貼付される備品シールの番号が管理台帳に記入されていないため、現物と台帳の照合が出来ない。また、備品シールが添付されていないものがサンプルの 12 点中 4 点あった。現在、固定資産管理に関する詳細な規定がなく、現物実査も義務付けられていない。より具体性を持たせた管理規程を作成する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【指摘】</p> <p>イ 現金の管理について 小口現金は支出のみを管理し、現金収入については現金勘定を通さず通帳に入金した時点で認識しているため、期末に收受した現金が決算書上、現金として認識されていなかった。実際の処理としては、これを簿外にするわけにはいかないことから「未収入金」に計上していた。現金収入は、收受した時点で記帳しなければならない。</p> <p style="text-align: right;">【指摘】</p> <p>③ 出納（収入、支出）及び決算書について ア 規程の整備状況と実際の業務の運用状況について 財務規程の整備状況に不備があり、現在の実際の業務の運用と整合していないものが散見された。そのため規程を見直す必要があると考えられる。</p> <p style="text-align: right;">【指摘】</p> <p>イ 賞与引当金の未計上について 山口県国際交流協会では、平成 26 年夏季賞与を平成 25 年 12 月から平成 26 年 5 までの支給期間について支給したが、同協会の平成 25 年度の財務諸</p>		
	<p>(主務課・室 総合企画部国際課) 指摘後直ちに、協会ホームページの協会概要に、運営組織および事業活動の状況等を掲載した。</p>	措置済み	
	<p>(主務課・室 総合企画部国際課) 平成 26 年度（平成 27 年度作成）の事業報告書から主な事業については、参加者の意見やアンケート結果を掲載した。一例として創立 25 周年事業においては、20 団体のアンケート結果を掲載した。なお、事業項目が多いので、前年度実績数値を掲載することとした。</p>	措置済み	
	<p>(主務課・室 総合企画部国際課) 平成 27 年度中の改善に向け、具体的な対応を検討していく。</p>	改善途中	
	<p>(主務課・室 総合企画部国際課) 指摘後直ちに、現金収入を收受した時点で現金出納帳に記帳するように、これまでの「小口資金の取扱いについて」（平成 19 年改正）を改正した。</p>	措置済み	
	<p>(主務課・室 総合企画部国際課) 財務規程と実際の業務運用とが整合していない点については、指摘後直ちに、財務規程の運用の見直しを実施するとともに、協会の内部文書を改正した。</p>	措置済み	
	<p>(主務課・室 総合企画部国際課) 平成 28 年度予算から賞与引当金の計上を行う予定である。</p>	改善途中	

表には賞与引当金が計上されていない。なお、賞与引当金は、公益法人会計基準においてもその計上や、期中増減に係る明細の作成も求めている（「公益法人会計基準」の運用指針（平成20年4月11日）12(1)、13(5)2)。

【指摘】

ウ 退職給付引当金の計上誤りについて

退職給付引当金について、規程では基本給により算定する必要があるが、基本給と異なる額を基にして計算されていた。その結果、退職給付費用及び退職給付引当金ともに4,920円の差額が出ている。差額は僅少であるが、決算書の作成過程におけるチェック体制に問題があるといえる。

【指摘】

(主務課・室 総合企画部国際課)

指摘後直ちに、計算書類に根拠規程を必ず添付することとし、副担当者が容易にチェックできる体制に改めた。

措置済み

④ 契約等について

ア 契約内容の再検討について

A事務所との契約について、①個人情報保護法条項の欠落、②暴力団排除条項の欠落があるが、契約書を再検討すべきである。

【意見】

(主務課・室 総合企画部国際課)

平成27年度分から指摘された事項について追加記載し、改善措置した。

県からは、会計手続きに関する改正等について、隨時連絡・指導を行っているが、改めて徹底を図る。

措置済み

イ 貸貸借契約書について

以下のパーソナルコンピューターの貸貸借契約について、借主である山口県国際交流協会の印が押印されていない（契約当事者が記名押印をする箇所）。契約書には「…双方記名押印の上…」とある。また、契約年月日が平成24年7月1日となっているが、契約期間は平成25年7月1日から平成26年6月30日となっており、契約日は平成25年7月1日が正しく、訂正すべきであった。

貸主：株式会社A

対象：NECデスクトップパソコン

MatePC-MY26YRZJDUBJ 1台

賃料：4,914円/年（消費税含む）再リース

また、上記アと同様に個人情報保護条項、暴力団排除条項が欠落している。

【指摘】

(主務課・室 総合企画部国際課)

指摘後直ちに、契約書を修正した。  
また、個人情報保護条項、暴力団排除条項については、平成27年度分から改善措置した。

措置済み

ウ 研修員の派遣に伴う身元保証契約等について

(ア) 当協会では、海外（特に南米）に移住した山口県の2世や3世等を対象に、県内の大学への留学や県内企業への研修を受け入れる事業を行っている。これは、現地の山口県人会を通して山口県に推薦があり、県が各企業や学校へ依頼するものである。

ところで、各大学や各企業へ派遣する際に、派遣先で研修員が、例えば機密事項漏洩に伴う賠償等の問題を起こした際の対処を、身元保証人である山口県と派

(主務課・室 総合企画部国際課)

平成28年度から受入機関と覚書を締結する方向で具体的な内容を検討していく。

改善途中

遣先企業とで締結する必要があるのではないかと思われる。また、受入企業側も万が一受けた損害を山口県が保証してくれることが分かっていると、ある程度の安心感を得られると考える。一方で、研修員（労働者）を過度な長時間勤務に服せさせることが無いようになるなどの権利を、保護することも併せて取り決めしておく必要もある。

【意見】

(イ) 受入企業への謝礼金の取扱いについて

受け入れ企業に対しては謝礼金を支払っているが、謝礼金の基準が定められていない。当協会の規定として細則を定めておくと、透明性・客観性が保たれると考える。

【意見】

(主務課・室 総合企画部国際課)

細則で金額の基準を定めることの是非も含め、対応方針について検討していく。

改善途中

(ウ) 委託契約書における期間の明記について

委託契約書の事業の完了報告書の提出を要する「遅滞なく」とは、どの程度の期間を想定しているか不透明となっている。例えば、山東省友好交流促進事業では研修期間の終了が12月であり、研修員報告書が提出されたのが3月であることから、「遅滞なく」に該当するか否か半別が困難である。特に当事業については最終精算が事業完了報告を待つて行うことから、精算のタイミングが遅れる可能性もあるため、委託契約書において可能な限り具体的な期間を設定すべきである。

【意見】

(主務課・室 総合企画部国際課)

平成27年度の委託契約から具体的な期間（「おおむね1週間以内に」）を設定した。

措置済み

(エ) 受託者（国際交流協会）と受入研修員との誓約書の作成について

誓約書の条項として、守秘義務や個人情報保護を徹底させる条項を入れる必要がある。特に昨今では、知的財産侵害による技術流出が問題視されており、意識を徹底させることが重要である。

【意見】

(主務課・室 総合企画部国際課)

誓約書の内容を見直し、平成28年度の研修員より適用する。

改善途中

⑤ 事業の有効性、経済性、効率性について

ア 山東省との姉妹提携調印文書と山東省友好交流促進事業の整合性について

この事業は昨今では、山東省から山口県への研修員が1名来ているのみであり、友好提携にある「平等互恵の原則」を達しているかに疑問がある。特に山口県から山東省へのベクトルに関する事業の実施が無い状況で、当事業を継続することは調定内容に矛盾すると考える。単に継続事業であることや、なし崩し的に継けているのではなく、事業の効果について山口県としてどのように検証しているかを示すべきである。

【意見】

(主務課・室 総合企画部国際課)

当該事業を含めた山東省との交流事業の改善について、山東省と協議をすすめるとともに、事業効果についても検証した上で、改めて対応を検討することとする。

改善途中

### 3 一般財団法人山口県ニューメディア推進財団

#### (2) 指摘事項及び意見

##### ① 組織、管理運営の状況、事業の実施状況、財務及び会計について

###### ア 理事会における理事の出席状況について

山口県ニューメディア推進財団における事業運営に関する審議決定機関は理事会であるが、平成25年度において総数8名の理事のうち3名が2回行われた理事会に2回とも欠席であった。理事会は、単に定足数を満たせばよいというものではなく、理事が現に出席して議論に参加することこそが重要である。なお、他県の団体の事ではあるが、一部理事の独走、専断が許されてしまった事例が過去にも散見されたこともあり、関係者においては、なるべく早期に日程を調整し各理事に通知するなどして、理事会の開催に一層の工夫が必要である。又、理事には、その職業、立場、経歴などから相当の見識を持った人物が望ましいが、それだけではなく、距離的、時間的にも、出席が十分可能で、又、出席に十分な意欲を持った人物を選任すべきと考える。

###### 【意見】

(主務課・室 総合企画部情報企画課)

平成26年度第1回理事会は早期の日程調整を図ることにより、指摘の3名のうち2名の出席、第2回理事会ではうち1名の出席を得た。

措置済み

平成27年度も早期の日程調整を図るが、平成28年度に理事の任期が切れることから、指摘の趣旨を十分踏まえ、選任を行う。

###### イ 中期計画の作成について

当団体では、年度の事業計画は作成しているが、中長期的な視点からの中期計画は作成していない。事業報告書の内容を検討すると、不動産管理事業に「今後も施設整備については、資金繰り等を考慮して計画的に老朽化した設備の更新や改修を実施する必要がある」などの記載があり、中長期的に取り組むべき課題があると考えられる。課題のない組織は考えられず、今後、県と継続的な協議を行い、損益予測や財務分析等を実施して、継続的な事業について将来のあるべき姿を明確にするためにも中期計画を作成することが望ましい。

###### 【意見】

(主務課・室 総合企画部情報企画課)

中期計画を作成する予定である。

改善途中

###### ウ 団体が定める会計処理規程の見直しの必要性について

同規程の最新版を検討したところ、第4条及び第41条では商法という記載となっており、正しくは会社法の誤りである。又、同処理規程の第39条(物品の現物棚卸)の中に、「照合の結果については、第37条の規定を準用する。」との記載があるが、第37条の規定には物品の範囲を定めており、準拠すべき条文が違うと考えられる。「もし、紛失、き損、滅失等が生じた場合には、速やかに経理責任者に報告し、その処置について指示を仰がなければならない。」とする第36条の規定を第39条にて記載すべきであり、訂正が必要である。

なお、その問題が起こった理由としては、県の所管課等のチェックを受けておらず、その必要があったと思われる。

###### 【指摘】

(主務課・室 総合企画部情報企画課)

平成27年4月1日に会計処理規程の改訂を行い、第4条第3項及び第41条第3項「商法」の記載を「会社法」に改めた。また、同規程第39条「第37条の規定を準用」の記載を「第36条の規定を準用」に改めた。

なお、財団の決裁書、供覧文書については、その全てが所管課(担当班長が財団事務局長を兼務)に回付されることとなっており、今回は所管課のチェック漏れと考えられる。そのため、所管課の財団担当者を含めた二重のチェック体制へと見直しを行うこととし、平成27年4月より実施した。

措置済み

エ 職務担当者の配置換えについて

役職員3人は、原則的に5年程度をめどに退職し、事務嘱託職員は1年ごと更新で、継続して業務に携わることになるとのことであるが、当団体の職員全員を対象としたジョブローテーションを検討することも必要と思われる。

【意見】

(主務課・室 総合企画部情報企画課)  
検討した結果、当財団は少人数のため、ジョブローテーションは不可能であるが、チェック体制を強化することにより引き続き透明性を確保していく。

措置済み

カ 当団体の事業報告書の記載内容について

事業報告書は、事業計画の実施状況を明らかにするのが主たる目的であるため、事業計画との対比においてその達成状況を記載すべきと考える。

【意見】

(主務課・室 総合企画部情報企画課)  
平成26年度事業報告書から、事業計画との対比により達成状況を記載することとした。

措置済み

② 現物管理について

ア 物品現物と物品管理台帳の対応関係の明確化について

物品管理台帳より、監査人が任意に15件程選定し、現物照合を実施した。管理番号であるD-11 パソコン(NEC)4台分については、現物に管理シールが添付してあるため同台帳との対応関係が明確であったが、残りの14件については管理シールを貼っていないため現物と同台帳との対応関係が明確でなく、断定が出来なかった。早急に管理シールを添付し、現物との対応関係を明確化することが必要である。

【指摘】

(主務課・室 総合企画部情報企画課)  
指摘後直ちに、管理シールを添付し、台帳と現物の対応関係を明確化した。

措置済み

イ 物品の現物棚卸の結果報告書の作成について

財団が定める会計処理規程第39条において、毎事業年度末に物品を棚卸すべきことを定めており、また、実際に実施されているが、その実施に関する証跡が残されていない。実施結果に関する実施日時、実施担当者、実施結果(数量が一致したか否か、品質上に問題があるか否か、保管場所等)について棚卸結果報告書を残しておくべきである。

【指摘】

(主務課・室 総合企画部情報企画課)  
平成26年度分から物品の現物棚卸照合確認表を作成した。

措置済み

③ 出納(収入、支出)及び決算書について

ア 嘱託職員の賞与について

就業規程の第17章 嘱託職員について、第15章賞与規定は準用しないこととなっていることから、嘱託職員の就業規程及び当財団の就業規程では嘱託職員に賞与を支給する根拠規定は存在しないことになる。しかしながら、毎年起案により嘱託職員に賞与が支給されているのが実情である。嘱託職員に対する賞与は、収益事業で利益が出た場合に限るという趣旨により起案による決裁で支給が決定されているが、就業規程と整合性がとれていないため規程を「準用するこ

(主務課・室 総合企画部情報企画課)  
平成27年4月1日に就業規程を改訂し、嘱託職員に賞与を支給することに対する根拠規定を定め、規程と実状の整合を図った。

措置済み

とができる」等に変更して、実情と整合がとれる文言に改訂すべきである。

【指摘】

イ 決算書について

勘定科目表を別に定めているが、現行の「公益法人会計基準」と合致していない。早急に勘定科目表を公益法人会計基準に従つたものに整備する必要がある。

【指摘】

(主務課・室 総合企画部情報企画課)  
平成27年2月に公益法人会計基準に従つたものに整備し直した。

措置済み

④ 契約等について

ア 相見積に拠らない随意契約(単独随意契約)について

建築コンサルティングの業務委託について取引銀行であるM銀行㈱と単独随意契約を締結しているが、単独随意契約を採用した理由を決裁書に記載していない。「一般財団法人山口県ニューメディア推進財団契約事務取扱要領」の第2項では、「価格による競争が不可能、著しく困難又は無意味なもの、価格による競争が適当と言えないもの」以外は複数業者から見積書を微取することになっている。第2項に照らして単独随意契約適用の条件に当てはまれば単独随意契約が可能であるがその場合その旨を決裁書に記載すべきであるし、当てはまらないのであれば「契約事務取扱要領」に従つて複数の者から見積書を微取すべきである。

【指摘】

(主務課・室 総合企画部情報企画課)  
平成27年4月より、単独随意契約となる場合、必ず決裁書に採用理由を記載するよう、担当者複数でダブルチェックする体制に改めた。

措置済み

イ 指名競争入札について

「一般財団法人山口県ニューメディア推進財団契約事務取扱要領」では複数見積の随意契約しか規定されておらず、指名競争入札についての規定はない。規定がないにも拘らず今回はイレギュラーな処理ということで山口県の要領に従つて実施されたとのことであるが、入札制度を利用する可能性があるのであれば財団として指名競争入札に関する「取扱要領」を整備する必要がある。

(該当する契約)

- ・ニューメディアプラザ発電機設備更新工事
- ・ニューメディアプラザ昇降機設備更新工事

【指摘】

(主務課・室 総合企画部情報企画課)  
中期計画作成予定のなかで入札制度を利用する可能性があれば、指名競争入札に関する取扱要領等を整備する予定である。

改善途中

ウ 予定価格の設定について

「一般財団法人山口県ニューメディア推進財団契約事務取扱要領」では、契約金額が「取扱要領」に定めた額以上になると見込まれるものについては、予定価格を定める旨が規定されているが、実務上は予定価格を設定しているものと設定していないものがある。

予定価格は、見積金額や入札価格の金額が妥当か否かを検討するための指標となるものであるから、「取扱要領」に従つて予定価格を設定する必要がある。

【指摘】

(主務課・室 総合企画部情報企画課)  
平成27年4月より、予定価格設定対象となる契約については、必ず予定価格調書を作成し決裁を受けるよう、担当者複数でダブルチェックする体制に改めた。

措置済み

<p><b>エ 契約書の記載事項について</b></p> <p>業務委託契約は、「契約事務の手引（山口県総務部学事文書課）」を参考に契約書を作成しているが、以下の契約書については暴力団排除条項が記載されていない。</p> <p>(該当する契約)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・NPYビル建物等維持管理業務委託</li> <li>・NPYビル清掃業務委託</li> <li>・多目的シアターの音響・照明設備保守委託契約</li> </ul> <p>次に、工事請負契約は、財団所定のひな型を使用して契約書を作成しているが、以下の契約書については暴力団排除条項が記載されていない。</p> <p>(該当する契約)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・NPYビル照明制御システム改修工事</li> <li>・多目的シアター舞台照明設備の更改</li> </ul> <p>次に、賃貸借契約は、財団所定のひな型を使用して契約書を作成しており、契約相手方の要望があれば特約条項として暴力団排除条項を記載することをしているが、要望がなければ記載はしていない。しかしながら、当財団が相手先にその事実の確認をすべきものであるため、相手方の要望は条項を設ける趣旨に反すると思われる。従って、財団主体で作成する場合でも、暴力団排除条項を記載するようひな型に追加るべきである。</p> <p>また、県は財団に対して、契約書の記載事項ほかの会計手続きに関する改正等について、適切に連絡、指導すべきである。</p>	<p>(主務課・室 総合企画部情報企画課) 平成27年度以降の契約書には、暴力団排除条項を記載するよう改めた。</p>	措置済み
<p><b>オ 決裁書の記載について</b></p> <p>起案日については閲覧したすべてに記載がされていたが、処理期限については記載があるものとないものがあり、決裁日については閲覧したすべてに記載がなかつた。特に、決裁日の記載はその事案が決定されたことを証するものであるから省略すべきでない。</p>	<p>(主務課・室 総合企画部情報企画課) 平成27年4月より、最終決裁権者の専務理事が決裁日を書き入れるルールを設け、決裁日の記載漏れが無いよう徹底を図った。また、所管課に後日回付された際に二重チェックを行うこととした。</p>	措置済み
<p><b>4 公益財団法人山口きらめき財団</b></p> <p>(2) 指摘事項及び意見</p> <p>① 組織、管理運営の状況、事業の実施状況、財務及び会計の状況について</p> <p>ア 理事の理事会における出席状況について</p> <p>しかしながら、1名の理事は3回実施された理事会に一度も出席することなく、3回とも欠席であった。団体としても、各理事の日程を調整した上で結果であつたことは窺われるが、理事会は、単に定足数を満たせばよいというものではなく、理事が現に出席して議論に参加する事こそ重要であるため、そのような積極的に理事会に参加して意見を述べる意思のある方に依頼すべきである。</p>	<p>(主務課・室 環境生活部県民生活課) 平成26年6月の任期満了に伴う理事改選により、欠席が続いた理事は退任し、改善されている。</p>	措置済み

【意見】

イ 理事会における理事長等の職務の執行状況報告について

この事実を確認するため資料の提示を求めたところ、12月の臨時理事会で事業計画の執行状況について口頭で説明したとの回答を得たが、文書化していないため果たして本当に実施しているのか否かは確認できなかった。また、事業計画の執行状況のみならず、業務実施上の問題点、年度末までの見通し、今後の活動方針等を報告し議論した結果を文書として残すべきである。

【意見】

(主務課・室 環境生活部県民生活課)

理事長及び副理事長の理事会への報告は、従来、事業計画の執行状況、業務実施上の問題点などを口頭で報告し、議論してきたところであるが、平成26年12月に開催した理事会以降、議事録に残すこととした。

措置済み

ウ 各事業における人件費の配分について

合併後の人件費の各事業への配分についてであるが、平成24年度は合併前の各3団体の入件費部分をそのまま各事業へ引き継ぎ計上したが、平成25年度は事業の再編成を行ったため従来のそのまでの入件費の計上が困難になった。そのために3事業へ単純に3均等配分しているが、これでは各事業の収支が正確に把握できないため、職員の従事割合の基準等により、配分し直す必要がある。

【指摘】

(主務課・室 環境生活部県民生活課)

平成27年度より、人件費を職員の業務事業割合で3事業に配分することとした。

措置済み

エ 監事監査のあり方について

また、当団体には、理事会の承認を受けた決算報告に関する代理人を認める規程もなく、このような事実について理事会にも報告されていない。以上のような事実等から判断した結果、代理人による決算に関する監事監査は法律等に違反している可能性が高いため、監事自らが決算監査をすべきであると考える。

【指摘】

(主務課・室 環境生活部県民生活課)

代理人による決算監査は適当でないことから、平成27年5月18日に実施した平成26年度の決算に関する監査からは、監事本人が財団事務所において監査するよう改めた。

措置済み

オ 伺書における決裁日の記載について

決裁日の記載はその事案が決定されたことを証するものであり、仮に起案日に決裁が下りたからといって省略してよいものではない。

【意見】

(主務課・室 環境生活部県民生活課)

指摘後直ちに記載漏れの決裁日を記入し、今後については、記載漏れを防ぐよう、適宜確認を行うこととした。

措置済み

カ 理事会議事録における監事監査結果の記載漏れについて

平成25年度第1回通常理事会が、平成25年5月28日に開催されていた。そこでその議事録を閲覧したところ、「監事監査の報告」についての記載がなかった。その理由を団体の職員に質問したところ、確かに監事監査の報告が行われていたとの回答を得たが議事録に明白に記載をすべきである。なお、平成24年度、平成26年度の議事録には、議事の経過及び結果の箇所で「その後、監事を代表してF監事に監査報告を求め、同監事から監査報告があった。意見・質問等なく、

(主務課・室 環境生活部県民生活課)

平成26年度決算に関する監事監査の報告については、理事会議事録に記載しているところであり、今後、議事録作成に当たっては、記載漏れがないよう細心の注意をもって作成し、適宜確認を行うこととした。

措置済み

<p>原案通り出席理事全員一致で可決した」旨の記載がある。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>		
<p>キ 理事長印の改刻の必要性について</p> <p>同台帳を検討すると、当初の調製年月日は財団設立日の平成24年4月2日であるが、その後平成26年6月17日に改刻を行っていた。その理由を質問すると、理事長が変更になったためとの事であるが、特に印が欠けたためではなくその改刻の必要性に対して経済性の観点から疑問がある。</p>	<p>(主務課・室 環境生活部県民生活課) 今後、財団印の改刻に当たっては、経済性の観点も踏まえ、その必要性を十分に検討することとした。</p>	措置済み
<p>ク 職務担当者の配置換えについて</p> <p>本部・支部ともに、出納業務と記帳業務を同一人が担当しており、不祥事が発生するリスクがないとは言えない。しかしながら、本部・支部ともに振替伝票と証拠書類は、一対のものとして事務局長や副村長の承認を受けており、評価できる。また、ジョブローテーションの重要性を認識しておられ、制度化されるようである。</p> <p>その際に、ジョブローテーションは単に総務担当のみではなく、当団体の全職員を対象とすることの検討も必要と思われる。</p>	<p>(主務課・室 環境生活部県民生活課) ジョブローテーションについては、全職員を対象に検討を行い、芸術村では、平成27年4月に経理職員の配置転換を含むジョブローテーションを行った。</p>	措置済み
<p>コ 当団体の事業報告書の記載内容について</p> <p>事業報告書は、事業計画の実施状況を明らかにするのが主たる目的であるため、事業計画との対比においてその達成状況を記載すべきと考える。</p>	<p>(主務課・室 環境生活部県民生活課) 平成26年度の事業報告から、可能な限り事業計画との対比において、その達成状況を記載するよう改めた。</p>	措置済み
<p>② 現物管理について</p> <p>ア 領収書の管理について</p> <p>(ア) 現金収入の領収書(控え)について、入金日が未記入のものがあった。入金日は対応する帳簿との関係を把握するために重要であるから、必ず記入すべきである。</p>	<p>(主務課・室 環境生活部県民生活課) 指摘後直ちに記載漏れの入金日を記入し、今後については、記載漏れを防ぐよう、適宜確認を行うこととした。</p>	措置済み
<p>(イ) 未使用の領収書に予め、芸術村村長の領収印が押印されている。不正使用を避けるために、領収印は現金を受領した際に押印すべきである。</p>	<p>(主務課・室 環境生活部県民生活課) 指摘後直ちに領収印は現金を受領したときに押印するよう徹底し、その後は受領時に押印している。</p>	措置済み
<p>イ 備品等の現物管理について</p> <p>備品台帳と現物との照合業務を担当者1人で行っており、組織的な照合業務が行われておらず、相互牽制が有効に働いていなかった。秋吉台国際芸術村には、県貸与備品、財団固有の備品、借入備品が混在してお</p>	<p>(主務課・室 環境生活部県民生活課) 平成27年度の事務分掌において、備品台帳と現物との照合確認業務は主担当・副担当の2人体制で行うこととした。</p>	措置済み

り、現物の管理は複雑であると考えられる。また、秋吉台国際芸術村の施設には、管理棟、レストラン、客室棟などがある宿泊棟、コンサートホール、研修室などがある本館があり、それぞれに備品が保管されているため、その数量はかなりのものとなる。そのような業務について担当者1人で行っていることは内部統制上問題があり、組織的に業務を行う体制の整備が必要であると考える。

#### 【意見】

##### ③ 出納（収入、支出）及び決算書について

###### イ 振替伝票の編纂について

総勘定元帳にも振替伝票の連続番号は出力されるが、ただ、振替伝票を連続番号順ファイルしていないと伝票は探しづらいことは同じであり、取引の順序に従い、編纂、整理する必要がある。

#### 【意見】

（主務課・室 環境生活部県民生活課）

平成27年4月1日以降、会計伝票等については、会計規程に基づき、連続番号順に編纂することとした。

措置済み

###### ウ 現金の入出金に関する記帳について

特定資産受取利息に関する現金出納帳を通査していたところ、現実には現金の入出金がないにも拘らず、現金勘定を通す処理を行っていた。これは、定期預金の書き換えの際に発生したものではあるが、現金出納帳に事実に基づかない取引が反映していることになり、仕訳を再考する必要がある。

#### 【意見】

（主務課・室 環境生活部県民生活課）

指摘後、定期預金に書き換えなど現実に現金の入出金がない取引については、現金勘定を通さず処理することとした。

措置済み

###### エ 領収書の管理について

平成26年3月25日に使用を開始した領収書について、年度末までに使用したものが5枚で、残りの45枚については未使用であったが、翌期以降に繰り越し使用がされていない。担当者は、年度毎に使用するものと考えていたためであるが、翌期以降に使用しても何ら問題はない。

#### 【意見】

（主務課・室 環境生活部県民生活課）

平成27年3月31日に未使用で残った領収書綴りについては、4月1日以降も繰り越し使用することとした。

措置済み

###### カ 支払助成金について

平成25年度の支払助成金1,186,180円の内873,100円は芸術村内に設置されているレストランに対する経営助成金である。これは、レストランの利用に対して1件当たり100円を助成しているものであるが、助成額の決定はレストランの自己申告に基づいて行われている。この申告について財団側で適正性を評価する方法等は規定されておらず、これまで評価した実績はない。助成金を支出する以上は、レストラン側の申告に対する適正性の検証が必要と思われる。

残額の313,080円は「教育機関・文化団体活動促進事業」として交付要綱に基づき支出されたものであるが、その対象者は美祢市関係者に限定されている。この財源は芸術村の指定管理料であり、指定管理期間において行う県民文化芸術活動促進事業の一環として

（主務課・室 環境生活部県民生活課）

平成27年度から、利用者が芸術村総務サービス課に届け出たレストラン利用者数と、レストランから報告される日ごとの利用者数とを毎月突合し、十分チェックを行った上で助成額を決定することとした。

また、平成27年5月1日付けで「教育機関・文化団体活動促進事業交付要綱」を改正し、助成対象者を山口県内関係者とした。

措置済み

行われている。従って助成の対象者を狭く美祢市関係者のみに限定することは、事業の趣旨に反すると思われ、対象者の拡大を検討する必要があると考える。

【意見】

キ 予算管理について

平成 25 年度の委託費は、予算額 61,941,000 円に対して決算額は 64,703,007 円であり、2,762,007 円の支出超過となっている。このことに対して補正予算を組むことはされておらず、支出が予算を上回ることに対して内部的にも何も手続きが行われていなかった。予算を流用するにしても、流用するための手続きが必要である。

また、修繕費については、予算額 9,050,000 円に対して決算額は 6,262,869 円であり、2,787,104 円の差額が発生している。修繕費については、計画に基づくものではなく、毎年同額程度を予算計上しているとの説明を受けた。芸術村の指定管理者として、修繕費は修繕計画に基づいて計上する必要があると考える。

【意見】

(主務課・室 環境生活部県民生活課)

今後、予算を流用しなければならない事態が発生した場合には、会計規程に基づき理事長決裁を得ることとする。また、修繕費については、前年度を参考に予算計上していたが、平成 27 年度からは詳細な修繕計画に基づいて予算計上した。

措置済み

ク 臨時職員の雇用について

臨時職員の任免については、公益社団法人山口きらめき財団秋吉台国際芸術村支部職員就業規則（以下、スまで「就業規則」という。）で規定されておらず、「労働契約書の締結について」という伺書に基づいて契約を締結している。この点、就業規則の第 5 章 任免において、「第 30 条 職員の採用は、試験又は選考によるものとする。」とあり、臨時職員の規定が設けられていない。実際の運用に則した内容で就業規則に臨時職員の採用方法についても記載を追加する必要がある。また、そもそも臨時職員の定義を就業規則に追加する必要もある。

【指摘】

(主務課・室 環境生活部県民生活課)

平成 27 年 4 月 1 日付で秋吉台国際芸術村支部職員就業規則を一部改正し、臨時職員の処遇について必要な事項は、理事長が別に定めることとし、今後、臨時職員を採用する事案は、本規定に基づき適正に対応することとした。

措置済み

ケ 伺書の記載不備について

以下の伺書について、決裁日付の記載がなかったため（記載の必要性について意識していなかった）、形式上は書類に不備があることとなる。

- 「任期付職員採用のための面接試験の実施について」
- 「退職辞令の交付について」
- 「アーティストインレジデンスにかかる臨時雇用と、労働契約の締結について」

また、「アーティストインレジデンスにかかる臨時雇用と、労働契約の締結について」の伺書はその中で契約期間を一部訂正しているが、訂正を正しく行っていないため正式な書類として保管する水準にない。具体的には、1 月 17 日を 1 月 19 日？と不確定な「？」を付す様式で訂正しているため、単なる備忘記録に過ぎず、訂正記録にはならない。

【意見】

(主務課・室 環境生活部県民生活課)

指摘後直ちに記載漏れの決裁日を記入し、今後については、記載漏れを防ぐよう、適宜確認を行うこととともに、文書の一部を訂正する場合は、その部分を二重線で消し、上の行との間に朱書きすることとした。

措置済み

<p>コ 出勤簿について</p> <p>企画管理課長による勤務表に基づいて出勤簿を整理する。出勤簿は1ヶ月が終わったタイミングで村長による確認印が押印されている。しかしながら、平成25年11月及び12月については出勤簿への確認が為されていない（押印漏れ）。出勤簿は勤怠管理の手段として利用され、給与支給額へ影響するため必ず所属長（芸術村では村長）の確認、及び確認を証するものとして押印が為されるべきである。</p>	<p>（主務課・室 環境生活部県民生活課） 出勤簿には村長の確認・押印が必要であることを徹底し、その後は、村長が、的確に確認・押印している。</p>	<p>措置済み</p>
<p>サ 勤怠管理の報告について</p> <p>就業規則第18条3項において所属長は職員の出勤状況を理事長へ報告しなければならないと規定されているが、実際にはこのような運用は為されていないとのことであり、規定が形骸化している。理事長へ出勤状況を報告する必要性等を再度検討し、本当に必要であれば定期的な報告を実施し、所属長（村長）の確認・承認で足りるのであれば規定を改訂するなどの対応が必要である。いずれにしても、現行の規定と運用に不整合が生じているため早期の改善措置が図られるべきである。</p>	<p>（主務課・室 環境生活部県民生活課） 職員の出勤状況の理事長報告は、実態にそぐわず、必要性もないことから、平成27年4月1日付けで秋吉台国際芸術村支部職員就業規則を一部改正し、理事長報告は行わないこととした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>シ 人事マスターについて</p> <p>現状は退職者でも5年間はマスター情報が残っている状態である。退職者情報はともすれば架空人件費としての悪用をされかねないため、内部統制上の観点からは通常は退職日以降、退職金の支払いが終わったタイミングで削除するべきである。</p>	<p>（主務課・室 環境生活部県民生活課） 平成26年度退職者の人事マスターは、源泉徴収票の作成に必要な情報以外の情報（振込先金融機関、口座名、口座番号）は平成27年4月に削除し、それ以外の情報は、確定申告の還付申告に備え、5年経過後に削除することとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>ス 誓約書の入手について</p> <p>就業規則の第11条において、新たに職員になったものは、着任後速やかに誓約書を所属長に提出しなければならないと規定されている。</p> <p>サンプルで検討対象とした平成25年度採用のT氏及びO氏については以下の通りであった。</p> <p>T氏：誓約書入手有り O氏：誓約書未入手</p> <p>このように、O氏については、第11条の規定通りの運用が為されておらず、新任職員の管理がなおざりになりかねないため、規定通りに厳格な運用を行うことが必要である。</p>	<p>（主務課・室 環境生活部県民生活課） 着任後の誓約書の提出については、就業規程通りに厳格な運用を行うこととし、指摘後に採用した職員についても、全員の誓約書を入手した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>④ 契約等について</p> <p>ア ピュアネット（財団発行の情報誌）作成業務の委託契約について</p>	<p>（主務課・室 環境生活部県民生活課）</p>	

<p>(ア) 審査方法等を記載した審査会の運営方法が記載されている「「ピュアネット」作成業者選定企画コンペ審査会について」の5. 採点方法においては、「非常に優れている」と「劣っている」の評価した項目については理由を明記することになっており、この審査方法は平成25年6月26日起案書にて事務局長の決裁を得ている。</p> <p>しかし、平成25年7月8日開催の審査会の採点においては、「非常に優れている」の評価を行っている項目があるにも関わらず、その理由は明記されていなかった。審査会で口頭によりその理由の説明を受けたとのことであるが、議事録等は残っていない。事前に決裁を受けた「「ピュアネット」作成業者選定企画コンペ審査会について」に従って審査をすべきである。</p>	<p>今後、同様の審査会を行う場合、事前に定めた審査方法に従い審査を行うよう、事前に審査委員に対し、審査方法の説明を的確に行うこととした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(イ) 競争条件を公平にするためにも、複数案が提出可能であり、それぞれの案に対して採点が行われる旨を仕様書において明示すべきである。</p>	<p>(主務課・室 環境生活部県民生活課) 今後、同様のコンペを行う場合には、競争条件を公平にするよう、仕様書において、複数案の提示の可否などを明示することとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(ウ) 委託契約書の第5条において、「乙(受託者)は、本業務(ピュアネットの年2回の作成)を完了したときは、各業務完了毎に、遅滞なく当該業務の成果に関する報告書を提出しなければならない」と規定されているが、当該報告書は提出されていない。口頭報告を受けている旨の説明を受けたが、契約内容は遵守すべきであり成果報告書の提出は必要であると考える。</p>	<p>(主務課・室 環境生活部県民生活課) 平成27年3月のピュアネット作成時に、委託契約に基づき成果報告書の提出を求めたところ、平成27年3月24日に委託業者から成果報告書の提出を受けた。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(エ) 委託契約書の第6条第1項において、「甲(委託者)は、前条の報告書を受理したときは、当該報告書を受理した日から7日以内に当該業務の成果について検査を行うものとする。」と規定しているが、成果についての検査は行われていない。最終的に成果物が契約書通りに履行されているかどうかの検査は、契約書通りに実施する必要がある。</p>	<p>(主務課・室 環境生活部県民生活課) 平成27年3月24日に委託業者から成果報告書を受理し、同日検査を行った結果、成果物が契約書どおりに履行されていることを確認した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>イ リース契約について しかし、当該プリンター及びパソコンのリースについて、事務局ネットワークの構築を行った業者以外でも実施することは不可能ではないことから、原則通り2者以上の見積を取り、より経済的な契約締結に努めるべきである。</p>	<p>(主務課・室 環境生活部県民生活課) 今後の随意契約に当たっては、単独での随意契約の必要性を十分に検討の上、より経済的な契約締結に努めることとし、同様のプリンター、パソコン等のリース契約を締結する場合には、2者以上から見積書を徴することとした。</p>	<p>措置済み</p>

<p>ウ 長期継続契約について</p> <p>秋吉台国際芸術村の屋外清掃業務については、毎年「公益社団法人美祢市シルバー人材センター」と単独随意契約を締結している。当該契約は、財団の会計規程第39条第1項第3号チ「施設及び設備の維持管理業務」に当たるため、長期継続契約（複数年契約）も可能であるが印紙税が増えることを理由に单年度契約をしている。事務手続きの効率化の観点から、長期継続契約も検討する必要がある。</p>	<p>(主務課・室 環境生活部県民生活課)</p> <p>秋吉台国際芸術村の指定管理期間は、平成27年度までとなっていることから、次期指定管理者となった場合には、長期継続契約につき改めて検討を行うこととした。</p>	<p>改善途中</p>
<p>エ 暴力団排除条項について</p> <p>契約書を閲覧した結果、暴力団排除条項の記載のないものがあった。契約書の記載事項については公益財団法人山口きらめき財団会計規程の第40条第2項に規定されているが、暴力団排除条項については規定されていない。第40条第2項第12号に「その他契約担当者が必要と認める事項」と規定されているのでこの規定に基づいて暴力団排除条項を記載すべきである。また今後記載漏れを防止するために第40条第2項に暴力団排除条項の規定を設定するのが望ましい。</p> <p>また、県は財団に対して、契約書の記載事項ほかの会計手続きに関する改正等について、適切に連絡、指導すべきである。</p>	<p>(主務課・室 環境生活部県民生活課)</p> <p>平成27年4月1日付で会計規程を一部改正し、第40条の契約記載事項に暴力団排除事項を追加し、今後締結する契約書へ記載を行うこととした。</p> <p>また、県においては、会計手続きに関する改正等について、改正等の都度、文書により通知を行うこととした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>オ 決裁日の記載について</p> <p>契約締結同などの伺書には決裁年月日を記載する欄が設けられているが、記載が漏れているものがあつた。決裁日の記載は、その事案が決定されたことを証するものであるから省略すべきでない。</p>	<p>(主務課・室 環境生活部県民生活課)</p> <p>指摘後直ちに記載漏れの決裁日を記入し、今後については、記載漏れを防ぐよう、適宜確認を行うこととした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>⑤ 事業の有効性、経済性、効率性について</p> <p>ア 助成事業の審査方法について</p> <p>助成金対象の申請事業についての審査手続きは「きらめき活動助成事業書類審査要領」に定められている。審査員は5名であり、各審査員がA～Cまでの評価を行う方法で審査を行い、要領4（2）に定める総合評価により適、不適、検討という3段階の区分分けを行い、検討と判断されたものは審査会で検討されることとなっている。</p> <p>各審査員がA～Cまでの評価を行う際に最終的には属人的判断に依拠する部分が多く、各審査員の評価が抽象的であり客観性に乏しいと見られかねない（量的判断基準が無いため何故A評価なのかといった点が不透明になり易い）。少なくとも、評価項目を加点方式もしくは減点方式等により、定量的に判断出来るようにすべきである。この方式により、一定得点以上は採択するという決め事を規定しておけば、検討という場合の審査会を改めて開催する必要性がなくなり、効率化されると考えられる。</p>	<p>(主務課・室 環境生活部県民生活課)</p> <p>これまでの審査委員会は、各審査委員のA～C評価を数値化し、低得点域は審査から除外するなど効率化を図った上で、会議に諮り、議論を深める中で採択団体を決定していた。</p> <p>採択団体の決定に当たっては、審査委員会で議論を深めることも重要と考えており、今後は、指摘を踏まえ、助成事業を行っている他団体の審査方法も参考に、定量的評価方法についても検討を進め、事務の効率化を図っていきたい。</p>	<p>改善途中</p>

## 【意見】

### イ 審査委員の選定について

平成 25 年度のきらめき活動助成事業の応募に関して、審査委員本人が会員として所属する団体（NPO 法人市民プロデュース）が申請しているが、審査に関しては利害関係が発生することから審査を外れている。このこと自体は望ましい対処であるが、欠員が発生したままであり、4名の審査員により一次審査を行う結果となり、場合によっては評価結果が二分されるケースが想定される。本来であれば、過半数の得票を得ていれば一次審査のみで足りるべきところ、票が割れる場合には追加で審査会を開催する手間がかかるため、迅速な意思決定に影響を及ぼすことになる。そのため、審査委員会設置規程を改訂して、利害関係者が生じた場合の対処策として補助員を数名選定しておく等の措置を図る、もしくは委任代理することが望ましい。

## 【意見】

### ウ 審査委員の就任承諾書について

就任承諾書については委員本人から承諾の意思を示すものとして入手しているが、守秘義務に関しては厳守を改めて確認するものが記載されていない。就任承諾書の中に、守秘義務条項を含めて就任の意思を示してもらうことが望ましい。

## 【意見】

### エ 助成事業の審査時期について

平成 25 年度の支援事業において、育成支援コースのスタートアップ助成事業として、よしき軽井沢通り実行委員会による「心通い合う よしき軽井沢通り」という事業（以下、本事業）が助成金申請されている。本事業は、平成 25 年 4 月 28 日に主要イベントとして開催されているが、助成金事業の申請受付は事業実施後の平成 25 年 5 月 27 日になされている。

そもそも助成金の応募期間は、平成 25 年 3 月 1 日～同年 5 月 31 日までとされており、平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日までに開催されるものが対象事業とされている。また、一次審査は平成 25 年 6 月 12 日、書類審査（審査会審査）は平成 25 年 6 月 14 日とされている。これらのタイムスケジュールから考えて、本事業については助成対象期間の事業であるものの、事業開催が助成金交付審査に先行してしまうという結果になる。ここで、申請団体としては、予め助成金の交付を受けられるか否か不透明な状況で事業を開催することとなり、助成金の交付を得られない場合を想定した事業にならざるを得ないことから、保守的な開催となる可能性が高く、真の意味でスタートアップの助成に繋がるか否か疑問が残る。結果として本事業は助成金の交付を得られたが、事業開催前に交付を得られることが分かつていれば、事業実施団体とし

（主務課・室 環境生活部県民生活課）

平成 27 年度の助成事業の審査から、利害関係の生ずる団体の審査に当たっては、委任代理で対応するよう改めた。

措置済み

（主務課・室 環境生活部県民生活課）

平成 27 年度から「業務上知り得た秘密を洩らさないこと」と明記した就任承諾書を提出いただくこととし、各審査委員から提出を受けた。

措置済み

（主務課・室 環境生活部県民生活課）

平成 27 年度の助成事業の募集についても 3 月末を締切としたため、指摘のとおり事後審査の問題が生じている。この募集締切を早めた場合に、申請する団体サイドの準備が可能か確認する必要があり、今後、検討を進めたい。

改善途中

ても、より一層充実したコンテンツを取り込んだ事業になった可能性もあったと言える。

なお、平成 26 年度からは当該矛盾点を可能な限り改善すべく、平成 26 年 1 月 10 日～3 月 31 日を募集期間とするよう前倒しを行い、一次審査も平成 26 年 4 月 21 日とした。正確には 4 月 1 日～21 日までに開催される事業については事後審査になるが、概ね改善措置としては望ましい方向で採られている。

#### 【意見】

オ 交流ネットワーク事業 情報誌発行事業について  
男女共同参画をはじめ、文化、県民活動に関する情報を掲載した新たな財団情報誌「ピュアネット」を発行している。発行は年 2 回（9 月・3 月）に各 10,000 部ずつとなっており、発行先については市町、公民館、図書館、施設等に配布されている。この点、10,000 部を配布しても、その先の各一般市民へ行き届いているか否か不明である。ともすれば、配布した先で余剰冊子となって処分している可能性も否定できない。そのため、各配布先に対して定期的に消費状況を確認し、10,000 部の情報誌が県民に浸透しているか、過剰なのか、不足なのか調査する必要があると考える。

#### 【意見】

#### カ 情報ライブラリー事業について

家庭・地域・職場における女性問題や男女共同参画社会づくりをはじめ、広く県民の意識啓発と学習機会の拡大を図るために、財団のライブラリーを整備している。内容としては、図書・ビデオ・DVD を整備し、無料で県民に貸出しを行っている。男女共同参画社会づくりの意識高揚を目的としている事業であるものとしては、県民への周知徹底が弱く、広く県民の知るところとなっていない。ピュアネットの情報誌にライブラリー紹介のページがあるものの、貸出場所などの情報も無く、利用者の利便性を考えると PR の方法を再考すべきである。

#### 【意見】

### 5 社会福祉法人山口県社会福祉事業団

#### (2) 指摘事項及び意見

① 組織、管理運営の状況、事業の実施状況、財務及び会計の状況について

##### 【本部】

###### ウ 予算統制について

予算については理事会の承認事項となっているが、平成 25 年度においては事務局内での協議によりなされていた。また、事務局内での協議や承認が記載された書類が作成されていない。権限を越える支出はするべきではない。

##### 【指摘】

（主務課・室 環境生活部県民生活課）  
指摘後、情報誌の配布先を精査し、平成 27 年度からピュアネットの発行部数を 1 万部から 8 千部に変更した。今後、配布先の活用状況を確認し、県民への浸透性や過不足につき更に調査を行うこととした。

改善途中

（主務課・室 環境生活部県民生活課）  
今後の情報発信においては、貸出場所の明示を行うとともに、ホームページなど、様々な広報媒体での情報発信の充実を検討するとともに、現在 2 か所に分かれている貸出場所についても、利用者の利便性を踏まえ、一元化の検討を進める。

改善途中

（主務課・室 健康福祉部厚政課）  
支出超過については、平成 27 年度以降、理事会の承認を経て、必要な対応をとることとした。

措置済み

（主務課・室 健康福祉部厚政課）

			措置済み
	なお、予算上、予備費が0円となっていることから当該事象が起きており、理事会で許容できる予備費を計上した予算を作成することで対応することが望ましいと考える。	平成26年度補正予算において、理事会の承認を経て、必要な額の予備費を計上した。平成27年度以降も同様の取扱いとする。	
	【意見】		
カ	当団体の事業報告書の記載内容について 事業報告書は、事業計画の実施状況を明らかにするのが主たる目的であるため、事業計画との対比においてその達成状況を記載すべきと考える。また、全て文章のみの定性情報として記載がされているが、定性情報のみでなく数値を盛り込んだ定量情報を入れて分かりやすく記載した方が良いと考える。	(主務課・室 健康福祉部厚政課) 平成26年度事業報告書は、事業計画の達成状況について、数値を盛り込んだ定量情報を入れて、分かりやすく記載した。平成27年度以降も同様の取扱いとする。	措置済み
	【意見】		
	【みほり学園】		
ア	労働条件通知書について 臨時職員について労働条件通知書を交付している。有期契約の場合には、契約の更新の有無、更新の判断基準を明示することが労働契約法上求められているが、平成25年4月1日以降に締結されている労働条件通知書には記載がなされていなかった。また、パートタイム労働法(毎時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律)においては、賞与の有無の明示が書面通知事項となっているが、当該記載もなされていない。法律の要件を満たす労働条件通知書を交付すべきである。	(主務課・室 健康福祉部厚政課) 臨時職員に係る労働条件通知書は、監査翌日に全て改正し、後日、該当者に交付した。	措置済み
	【指摘】		
	なお、社会福祉法人山口県社会福祉事業団の全体としては、当該法改正に対応した労働条件通知書のひな形を用意しているものの、山口県みほり学園においては当該ひな形に従っていなかった。法人全体として規定や、ひな形の更新の周知を図る必要がある。	(主務課・室 健康福祉部厚政課) 規程等の改正に当たっては、その都度、会議等で周知を行うとともに、事業団全施設を網羅したネットワーク上に掲示するなどし、周知・徹底を図っているが、今回の指摘を踏まえ、平成27年2月19日の総務課長会議で改めて全施設に徹底を図った。	措置済み
	【意見】		
イ	本部負担金について 本部負担金は同じく同事業団の他の施設も負担しており、各施設の負担額は山口県と協議して設定したルールに基づいてなされている。しかしながら、実際支出額とルールに基づいた按分対象経費の差額部分は特別養護老人ホーム3施設と障害者支援施設4施設に負担させており、みほり学園は本来負担すべき負担額よりもかなり少なくなっている。山口県の指定管理者として経費額が少なくなることから効率的な運営が出来ているとも考えることができるが、社会福祉法人の運営として他の特別養護老人ホーム3施設及び障害者支援施設4施設が、それぞれの介護料収入や利用料収入の中からみほり学園の本部経費までも負担しているとも考えられる。従って、本部経費の按分は実	(主務課・室 健康福祉部こども家庭課) 本部経費の算定方法について検討中である。	改善途中

際支出額に基づいてなされるべきであると思われる。

【意見】

② 現物管理について

【本部】

ア 現在高報告書について

備品については、少額物品取扱要領において、「現在高報告書を作成し、会計責任者に報告しなければならない。」と規定しているが、物品数が少ないこと等の理由により、作成されていなかった。取扱要領に規定されている以上作成し、報告すべきである。

【指摘】

(主務課・室 健康福祉部厚政課)

監査日以降においては、少額物品取扱要領に則り、現在高報告書を作成し、会計責任者に報告することとした。

措置済み

イ 備品台帳について

少額物品取扱要領に規定する「備品台帳」の様式と、現在使っている様式と異なっている。要領の様式に不都合があるのであれば、要領を改正する等の措置が必要であると考える。

【意見】

(主務課・室 健康福祉部厚政課)

監査日以降においては、少額物品取扱要領に定める様式を使用することとした。

措置済み

③ 出納（収入、支出）及び決算書について

【みほり学園】

ア 資料の整理の仕方について

平成25年度において、以下の内容の金額を事務費に計上し、残りを事業費に按分計上している。  
「電気代 年間24万円、ガス代 年間2.4万円 水道代 年間3.6万円 燃料費 年間30万円」

ところで、按分基準の計上の根拠について質問したが、当該根拠資料が所在不明で提示がなかつたため、その確認ができなかつた。今後、資料の整理の仕方を工夫する必要がある。

【指摘】

(主務課・室 健康福祉部厚政課)

平成26年度から新会計基準に移行したことにより、光熱水費等の事務費及び事業費の按分はなくなり、事業費に一本化されているが、今後、按分を必要とする事案が生じた場合には、計上の根拠を明確にするとともに、資料として費目ごとに支出調書に添付し整理する。

措置済み

イ みほり学園が発行する領収書の事前の連番管理等について

平成25年度のみほり学園が発行している領収書（控え）を閲覧した。みほり学園では、集団治療棟及び設備を有しており、外部の者にこの施設の利用を許可して使用料に関する現金収受し、その収受に対応する領収書をその都度利用者に発行しているが、事前の連番管理がなされていない。連番とは、連続番号のことと、領収書に一連番号を付すことである。このような処理がなされていない場合には、領収書が不当に発行されることで現金横領等の不祥事が発生する可能性が高まることになるため、領収書は事前に連番管理をしておくべきである。また、従来から領収書には「施設の長」の押印がなされているが、現金収受は出納業務に関するものであるから「社会福祉法人 山口県社会福祉事業団印規程」に従って「施設の長」の印ではなく、「出納員の印」を押印すべきであった。

【指摘】

(主務課・室 健康福祉部厚政課)

平成26年10月から、領収書に一連番号を付すとともに、11月分の領収書から全て出納員の印で処理することとした。

措置済み

<p>ウ 仕訳伝票に対する承認について</p> <p>みほり学園では、支出調書等の証拠書に対する承認は、その都度、2名の者によって行われるが、仕訳伝票上の承認印が、証拠書との確認をせずに押印されているという体制になっていた。仕訳伝票は、翌月に一度纏めて打ち出し、事後、形式的に内容を確認することなく押印を行っている。これでは、実質的な承認にはならない。従って、今後は証拠書と仕訳伝票は一対として承認を受けるべきである。</p> <p>【指摘】</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部厚政課)</p> <p>監査の翌日から、証拠書と仕訳伝票を一対として承認を受けることとした。</p>	措置済み
<p>エ 検収業務における納品書上での確認について</p> <p>従って、納品書に検収日、検収担当者を記入するために検収印を作成し、その納品の事実を明確にさせるため納品数量の確認とともに納品書に押印する必要があると考える。</p> <p>【意見】</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部厚政課)</p> <p>監査の翌日から、納品数量の確認を行うとともに、納品書に検収日、検収担当者名を記入するとともに押印することとした。</p>	措置済み
<p>オ 出納帳等を閲覧した結果について</p> <p>(ア) 経費支出伺（平成 25 年 4 月 15 日起案・4 月 16 日決裁）の様式が古い。経費支出伺に記載されている経理規程の条項も旧経理規程条項のため、現在の条項や内容と合致していない。</p> <p>【指摘】</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部厚政課)</p> <p>経費支出伺については、監査の翌日から、所定の様式を使用するとともに、経費支出伺に記載する経理規程の条項も、現在の経理規程に沿ったものに改めた。</p>	措置済み
<p>(イ) 経理規程が更新されていない状態で継かれている。社会福祉事業団本部から各施設へ最新版がアップロードされているため、常に最新版の規程類が整備されている必要がある。</p> <p>【指摘】</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部厚政課)</p> <p>監査の翌日に、最新版の経理規程に差し替えた。</p> <p>これまで、最新版をアップロードの都度、又は会議等で施設に通知しているが、今回の指摘を踏まえ、平成 27 年 2 月 19 日の総務課長会議で改めて全施設に徹底を図った。</p>	措置済み
<p>(ウ) 平成 25 年 5 月 10 日付 Y 社から入手した領収証において、みほり学園としての来客用コーヒ一代と職員個人用のコーヒ一代が一括して記載されている。領収証の中で事後的に手書きにより個人負担分が 10,080 円と記載され、本来のみほり学園負担分が差引きで記載されているものの、個人負担と学園負担とが一つの領収証として発行されていること自体が、学園の負担すべき支出額が曖昧となる可能性がある。</p> <p>【指摘】</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部厚政課)</p> <p>指摘のあった領収書については、監査後直ちに、学園負担分、個人負担分別に領収書を再発行してもらった。</p>	措置済み
<p>カ 修繕積立金について</p> <p>同学園の平成 25 年度の資金収支計算及びこれに基づいて作成されている山口県に提出する指定管理に関する事業報告書において、約 17,602 千円の修繕積立金が計上された結果、資金収支計算書の期末支払資</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部こども家庭課)</p> <p>剰余金が生じた理由は人件費が抑えられたことによるものであるため、事業団において積立金の項目について見直しが図られた。</p>	措置済み

金残高は0円となり、同様に事業報告書の収入支出の差引額は0円となっている。指定管理業務の剩余金については、「山口県みほり学園の管理に関する包括協定書」の第17条において、不完全履行の場合に関する指定管理料の減額条項があることから、修繕積立金を調整することによる収支調整は適切であるとは考えられない。各年度の積立額の累積である平成25年度末の山口県みほり学園の修繕積立金残高は約60,232千円となっている。

なお、「山口県みほり学園の管理に関する包括協定書」の第20条に規定するリスク分担においては、大規模修繕は山口県の負担で実施することになっていることから、当該積立金については資金の使途について明確にすべきである。仮に過大であると判断される金額がある場合には、「山口県みほり学園の管理に関する包括協定書」第15条の剩余金が生じた場合の理由の明示が必要であり、また、第17条の不完全履行剩余金があると認めた場合には山口県に指定管理料の返還を行うべきである。

#### 【意見】

#### 【本部】

##### ア 特別積立金について

社会福祉法人の内部留保については一般に過大であるとの批判を受けることがあるため、積立目標額と使途を当事業団の理事会として明確に意思決定を行うべきである。

また、当該特別積立金を利用して平成25年度においてシステム改修を行っている。これについては目的外取崩であると考えられ予算の承認という形で取崩の承認を得ていたが、使途が理事会で予め定められている積立金の目的外取崩については、独立の議案として理事会の承認を得るべきであると考える。

平成12年基準の第35条では、目的外支出については財務諸表への注記が求められているが当該注記がなされておらず、名称についても「積立の目的を示す名称を付する」となっていることから、「特別積立金」では当該要件を満たしておらず財務諸表上の名称もより明瞭な名称にすべきである。

#### 【指摘】

##### イ 給与計算における労使協定について

労使協定は「職員の給与の一部控除に関する覚書(昭和51年8月31日)」により締結されているが、当該労使協定記載の控除項目は当時の控除されていた項目となっているため、現状控除されているものと合致していない。現状に合う労使協定を締結すべきである。

#### 【指摘】

##### ウ 財務諸表の注記事項について

平成12年基準で求められている注記事項のうち、

なお、指定管理業務は完全履行されており、当該剩余金を返還する必要はない。  
また、当該法人から提出されたH26年度事業報告書には、剩余金が生じた理由について明記されていることを県が確認した。

(主務課・室 健康福祉部厚政課)  
各積立金の積立目標額の設定については、平成27年度中に検討し、年度末の理事会に諮ることとした。

また、今後、積立金の目的外取り崩しを必要とする案件が発生した場合には理事会の承認を得ることとする。

なお、積立金の名称については、平成27年3月19日に開催した理事会に諮り、その目的に沿った名称となるよう経理規程を改正した。(特別積立金→施設整備等積立金・人件費積立金)

改善途中

(主務課・室 健康福祉部厚政課)  
平成27年2月に開催した組合との交渉の場において協議を行い、平成27年4月に、現状に合った労使協定を締結した。

措置済み

(主務課・室 健康福祉部厚政課)  
平成26年度決算以降、国庫補助金等特

措置済み

	<p>「第32条及び第34条第2項の規定により、基本金又は国庫補助等の特別積立金の取崩を行った場合には、その旨、その理由及び金額」の記載がなされていない。なお、平成26年度から平成23年基準に移行しているが、引き続き注記することが求められている。</p> <p style="text-align: right;">【指摘】</p>	別積立金の取り崩しについて、財務諸表にその理由等を注記することとした。	
エ 賞与引当金について	<p>賞与引当金について計上がなされていない。当期の負担に属する翌会計年度の支払いの賞与の当期負担額を賞与引当金として計上をすべきである。</p> <p style="text-align: right;">【指摘】</p>	(主務課・室 健康福祉部厚政課) 平成26年度決算以降、賞与引当金の所要額を計上することとした。	措置済み
【特別会計】			
ア 国庫補助金等特別積立金取崩額について	<p>国庫補助金等特別積立金取崩額について、平成19年3月以前取得の固定資産であり、旧会計基準に沿つて補助金の取崩額は単純に耐用年数で按分した金額を毎期取崩処理している。一方で減価償却費については10%の残存価額を残した償却計算となっている。両者に金額の相違が発生しており、新会計基準では、その導入に際して重要性が無い場合を除き調整の上、統一すると規定されている。平成26年度より新会計基準へ移行しているとのことであるが、当事業団では調整計算をしていない。この点、重要性が無いとのことであるが、重要性が無いという判断基準を明確にしておくべきであり、特に基本財産である固定資産は質的には重要性があると考える。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	(主務課・室 健康福祉部厚政課) 平成26年度決算以降、国庫補助金等特別積立金と減価償却費との調整を行うこととした。	措置済み
イ 特別会計が法人税法上の収益事業に該当するか否かの検討の必要性について	<p>会議室使用料収入については、要望があれば貸出しを行っており、社会福祉関係団体等に限定した貸出しとはなっておらず、国・地方公共団体の目的のためのみという使用制限もないため、民間の第三者への貸し出し等は収益事業に該当するのではないかと思われる。再度、検討する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	(主務課・室 健康福祉部厚政課) 専門家の意見を聞きながら、対応策について検討している。	改善途中
ウ 賞与引当金について	<p>賞与引当金の計上をしていない。この点、経理規程では重要性がない場合には計上しないことができる」と規定されている。一方で重要性の判断基準を明確にしてないため、量的(金額的)な側面と質的(内容的)な側面から重要性の有無を判断する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【指摘】</p>	(主務課・室 健康福祉部厚政課) 平成26年度決算以降、賞与引当金の所要額を計上することとした。	措置済み
④ 契約等について			
【本部】			
ア 契約書の記載事項について		(主務課・室 健康福祉部厚政課)	

			措置済み
	<p>閲覧した契約書のうち、以下の契約書には暴力団排除条項が記載されていない。契約書の記載事項を定めた経理規程第70条第1項や契約事務取扱要領8(1)に暴力団排除条項も規定すべきである。</p> <p>また、県は当事業団に対して、契約書の記載事項ほかの会計手続きに関する改正等について、適切に連絡、指導すべきである。</p> <p>(該当する契約) ・物品売買契約（A重油）</p>	<p>監査日以降に締結した契約書については、暴力団排除条項を規定した。今後締結する契約についても同様に対応する。</p> <p>また、経理規程及び契約事務取扱要領についても、契約書に「暴力団排除に係る条項」を明記するよう所要の改正を行い、平成27年4月1日から施行した。</p>	
	【意見】		
イ	<p>伺書の記載について</p> <p>閲覧した契約事務手続きのうち、以下の契約に係る伺書には決裁日が記入されていない。</p> <p>(該当する契約) ・物品売買契約（A重油）</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部厚政課)</p> <p>監査日以降、伺書には漏れなく決裁日を記入することとするよう、平成27年2月19日の総務課長会議で改めて全施設に徹底を図った。</p>	措置済み
ウ	<p>指名競争入札の指名業者数について</p> <p>「指名競争入札参加者指名要領」の2(2)で物品調達等にかかる入札参加者数は予定価格200万円超の場合、原則として5者以上と規定されているが、以下の契約に係る指名業者は3者であった。「指名競争入札参加者指名要領」に従った運用をすべきである。やむを得ない場合はその理由を伺い書に記載する必要がある。</p> <p>(該当する契約) ・物品売買契約（A重油）</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部厚政課)</p> <p>県内各地にある施設に運搬可能な業者が3者であったことから、当該3者を指名業者としたものである。今後、同様の事案が発生した場合には、その理由を伺書に記載する。</p>	措置済み
エ	<p>入札等審査会議事録について</p> <p>「山口県社会福祉事業団競争入札等審査会要綱」第5条第3項には「会議は、審査会委員の過半数の出席をもって成立する。」と規定されているが、以下の契約に係る入札等審査会議事録については出席者及び欠席者が記載されていないので、会議の定足数を満たしているか定かではない。議事録には出席者及び欠席者を記載すべきである。</p> <p>(該当する契約) ・旧瀬戸園解体工事</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部厚政課)</p> <p>監査日以降に実施した入札審査会の議事録には、出席者及び欠席者を記載した。今後とも漏れなく記載することとする。</p>	措置済み
	【意見】		
	【みほり学園】		
ア	<p>契約書の記載事項について</p> <p>閲覧した契約書のうち、以下の契約書には暴力団排除条項が記載されていない。契約書の記載事項を定めた経理規程第70条第1項や契約事務取扱要領8(1)に暴力団排除条項も規定すべきである。</p> <p>また、県は当事業団に対して、契約書の記載事項ほかの会計手続きに関する改正等について、適切に連絡、指導すべきである。</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部厚政課)</p> <p>監査日以降に締結した契約書については、暴力団排除条項を規定した。今後締結する契約についても同様に対応する。</p> <p>また、経理規程及び契約事務取扱要領についても、契約書に「暴力団排除に係る条項」を明記するよう所要の改正を行い、平成27年4月1日から施行した。</p>	措置済み

(該当する契約)  
・夜間・昼間施設管理委託契約

【意見】

イ 入札等審査会議事録について

「山口県みほり学園競争入札等審査会要綱」第5条第3項には「会議は、審査会委員の過半数の出席をもって成立する。」と規定されているが、以下の契約に係る入札等審査会議事録については出席者及び欠席者が記載されていないので会議の定足数を満たしているか定かではない。議事録には出席者及び欠席者を記載すべきである。

(該当する契約)

- ・物品売買契約（車両の購入）

【意見】

(主務課・室 健康福祉部厚政課)  
監査日以降に実施した入札審査会の議事録には、出席者及び欠席者を記載した。今後とも漏れなく記載することとする。

措置済み

ウ 予定価格の設定について

(ア) 指名競争入札を実施した以下の契約に係る予定価格は、1者からの参考見積書の金額をそのまま予定価格としている。「契約事務取扱要領」によれば、辞退した2者を除く指名業者5者から参考見積書を徴取する必要がある。また1者からしか徴取しない場合は他の事例を参考にするか等により独自の判断を加えて算定しなければならない。

(該当する契約)

- ・物品売買契約（車両の購入）

【指摘】

(主務課・室 健康福祉部厚政課)  
監査日以降、指名競争入札の実施に当たっては、契約事務取扱要領に則り、適切に予定価格を設定することとした。

措置済み

(イ) 隨意契約を締結した以下の契約に係る予定価格は、1者からの参考見積書の金額をそのまま予定価格としている。「契約事務取扱要領」によれば、複数の業者(3者程度)から参考見積書を徴取する必要がある。また1者からしか徴取しない場合は他の事例を参考にするか等により独自の判断を加えて算定しなければならない。

(該当する契約)

- ・旧保護棟屋根塗装工事

【指摘】

(主務課・室 健康福祉部厚政課)  
監査日以降、随意契約に際しては、契約事務取扱要領に則り、適切に予定価格を設定することとした。

措置済み

## 6 社会福祉法人山口県健康福祉財団

### (2) 指摘事項及び意見

① 組織、管理運営の状況、事業の実施状況、財務及び会計の状況について

ア 公印の保管について

現在、公印の保管については、事務局長の後部の棚にて常に取り出し可能な状態であり、帰宅前に金庫へ保管しているが、常時、金庫に保管すべきである。事務局長は、席を外すこともあり、また、日中の不正使用を防止する観点から事務局長、その他1名を保管者として定め、常に公印使用には別の者によるチェックが入る体制が必要ではないかと考える。

(主務課・室 健康福祉部厚政課)  
平成26年10月から、公印を常時、金庫に保管するとともに、公印管理者を2名体制にした。

措置済み

## 【意見】

## イ 個人情報の管理について

職員個人のパソコンの立ち上げ時、共済メニューへのアクセス時など、パスワード管理として定期的な変更が望ましい。

## 【意見】

(主務課・室 健康福祉部厚政課)  
平成26年10月から、パスワードを定期的に変更し、個人情報の管理を徹底した。

措置済み

## ウ 貸館の管理業務について

公益財団法人山口県健康福祉財団においては、「山口県健康づくりセンター」の指定管理業務として、同センターの貸館の管理を行っている。指定管理者業務仕様書において「保健、医療の向上を目的とする公共的団体が営利目的以外の健康の保持、増進を図るための活動に使用する場合」等の場合には使用料を減免する旨の規定がある。しかし、当財団においては「福祉」に該当するような団体の利用の場合においても減免を行っている。これについては、指定管理制度が導入される前(平成18年3月31日以前)の福祉団体の減免については、山口県健康づくりセンター条例第8条第3項「財団は、公益上特に必要があると認めるときその他特別の理由があると認めるときは、利用料金を減免することができる」との規定により、財団の内部決裁を経て、福祉の増進を目的とする団体についても公益性が高いものと判断し、減免を行ってきた。平成18年4月1日から指定管理制度が導入され、当財団が引き続き指定管理者として管理することとなり、新たに県と山口県健康づくりセンターの管理に関する包括協定を締結した経緯がある。従って、指定管理の仕様書を変更して「福祉」に該当する団体利用の免除も可能とするか、山口県健康づくりセンターの趣旨として「福祉」に該当する団体利用の免除をしないのか、明確にすべきである。

なお、上記の公共的団体の定義は仕様書において、「公共的団体とは、国、地方公共団体、県内に所在する公益法人・NPO法人又は県内の複数市町村において広域的に活動を行う非営利団体をいう。」と規定しているが、複数市町村において広域的に活動を行っていない医療法人に対して減免を行っているケースが見られた。減免規定を順守し、仕様書通りの運営をするべきである。

## 【指摘】

## エ 福祉厚生事業としての貸付事業について

(ア) 貸付は一般生活貸付事業、特別生活資金貸付事業、旅行資金貸付事業がある。一般生活貸付事業での貸付と特別生活貸付事業での貸付の双方を同一の者に実行することは、規定上は可能である。また、福利厚生事業規定第41条においては、この二つの事業での貸付合計額が100万円以上である場合には、第28条で規定する退職一時金等の額の範囲内でなければならない旨が規定されている。しかしながら、この規定に

(主務課・室 健康福祉部厚政課)  
「福祉」に該当する団体利用の減免については、平成27年4月1日付で県との包括協定に基づく県の承認(減免適用)を得て、指定管理者業務仕様書を変更するなど減免規定の明確化を図った。なお、利用料金の減免については、仕様書どおりの運営を徹底した。

措置済み

(主務課・室 健康福祉部厚政課)  
平成26年10月から、現行規程に基づく貸付限度額の範囲内の貸付額となるよう貸付事業担当者と退職金事業担当者が情報を共有し、適正な貸付額となるよう徹底した。

措置済み

準拠せざるに一般生活貸付を退職一時金等の範囲内、特別生活貸付は100万円以内(特別生活貸付のみの場合、100万円以内の場合には退職一時金の範囲内である必要はない)で貸付け、かつ、合計額が退職一時金の範囲を超えているような貸付けがなされていた。連帯保証人は必ず徴することになっているが、与信管理については厳格になされるべきである。

#### 【指摘】

(イ) なお、第29条において、生活資金の貸付の制限の一つとして「既に貸付けを受けた生活資金の償還を終わっていない者」が規定されている。しかし、実態として新規の貸付けを行い、これを原資にして旧来の貸付けの返済を行わせているものが散見される。原則として退職金を超えない範囲の貸付けとなるため与信管理の視点からは問題はないと思われるが、従来よりも貸付額が増加するケースも見られ、安易に借換えを認めると退職金の範囲内での借入申請を繰り返すことにより、結果として退職時に全ての退職金が貸付けの返済に回ってしまうことも考えられる。この場合には借入者の退職後の生活に困難が生じることも考えられる。収入の範囲内での生活を行うことを推奨するためにも、借換えは原則として認めない方針が望ましい。

#### 【指摘】

### キ 情報公開に関する事業報告書の記載内容について

事業報告書は、事業計画の実施状況を明らかにするのが主たる目的であるため、事業計画との対比においてその達成状況を記載すべきと考える。

#### 【意見】

### ②現物管理について

#### ア 固定資産の管理責任者について

経理規程第40条に、「固定資産の管理責任者は会計責任者が任命する」と規定しているが、管理責任者の任命がなされていない。また、貸出備品の管理簿について、貸し付けを受付けた者が担当者となり、貸出と返却の欄に押印して管理しているのみで、責任者の承認が行われていないため、早急に任命して対処する必要がある

#### 【指摘】

### ③出納(収入、支出)及び決算書について

#### (収入関係)

#### ア 減免の対象とならない施設の使用料について

研修室等貸館事業において、以下の事項が発見された。保健、医療の向上を目的とする社団法人の施設利用の内容の一部に、同社団法人の関連団体である政治団体に関するものが含まれていた。この「政治団体」

(主務課・室 健康福祉部厚政課)  
貸付事業については、加入の施設長や職員などの相互扶助の原則に基づいて運用しており、借換えについては、貸付事業の借受者や施設長などからの要望が強いことから、既に貸付を受けている者の貸付枠内で借換えが可能となるよう、平成27年4月に規程を整備した。

措置済み

(主務課・室 健康福祉部厚政課)  
事業報告書への事業計画の達成状況の記載については、明示範囲等について検討する。

改善途中

(主務課・室 健康福祉部厚政課)  
平成26年10月に管理責任者を任命するとともに、貸出・返却について、責任者の承認を行うこととした。

措置済み

(主務課・室 健康福祉部厚政課)  
減免規定の適用については、申請内容をよく検討し、平成26年10月からは、団体の設置目的が不明な場合は、申請団体に設置規約等の添付を要請することとし、減免

措置済み

	<p>の使用に関しては利用料の減免の対象とならないのに減免措置を行っていたため、申請の段階で内容をよく検討したうえで、貸し出しの許可をすべきである。</p> <p style="text-align: right;">【指摘】</p>	団体の適否の判断資料とした。	
	<p>(決算書関係)</p> <p>ア 社会保険料の負債計上（賞与引当金等）について 社会保険料が負債計上されていない。賞与支給時には法人負担分の社会保険料も費用として発生するのであり、しかも見積もり可能なことから賞与引当金等に含めて負債計上する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【指摘】</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部厚政課) 平成26年度決算から、法定福利費も賞与引当金に含めた。</p>	措置済み
	<p>イ 特定資産の積立額について 特定資産である退職給付引当資産が対応する負債である退職給付引当金を超えている。これは平成25年度決算に限った取崩し忘れであるが、対応する負債額を超えた積立額は通常想定されていない。過剰積立部分が決算書上に存在すると目的外の留保金とみなされる恐れがあるので、注意が必要である。</p> <p style="text-align: right;">【指摘】</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部厚政課) 平成26年度から、3月退職者の引当資産を流動資産に振り替え、退職給付引当資産と退職給付引当金は同額とした。</p>	措置済み
	<p>④ 契約等について</p> <p>ア 工事監督職員と検査職員の業務の分離について 工事完成検査について、契約締結の担当者、工事監督職員、検査職員とすべて同一の職員で行われているが、内部牽制の観点から、少なくとも検査職員は違う職員が担当すべきである。なお、山口県会計規則においては、第142条（兼職の禁止）の項で、検査職員は、同一契約につき、特別の必要がある場合を除き、監督職員を兼ねることができないと規定されているが、当団体も同様に適用すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部厚政課) 平成26年10月から、検査職員は、契約締結担当者、工事監督職員とは違う職員を任命することとした。</p>	措置済み
7 公益財団法人やまぐち移植医療推進財団	<p>(2) 指摘事項及び意見</p> <p>① 組織、管理運営の状況、事業の実施状況、財務及び会計の状況について</p> <p>ア 代表理事等の自己の職務の執行状況の報告について 定款第24条（理事の職務及び権限）第4項では、次のように定めている。 「代表理事及び常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない」。これは、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に基づく規定を受けての定款での記載である。この際に、より効果的な職務執行の報告とするために、単に決算報告のみではなく、予算に対する進捗の報告や業務実施上の問題点、年度末までの見通し、今後の活動方針等を報告し、議論をしているとの事であった。しかしながら、その</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部医療政策課) 指摘後の理事会（平成26年度第2回理事会：平成27年3月17日）から、議事録に明記することとした。</p>	措置済み

事実が議事録等で明記されていないため、第三者からも容易に理解できるようにその旨を簡潔明瞭に記載すべきと思われる。

【意見】

イ 職務担当者の配置換えについて

当財団は正に少人数の組織であるため職員の配置換えが困難であることは理解できるが、簿外預金が発生している、財務規程が守られていない、書類上、事後決裁が行われている等の指摘があるため、今まで以上にチェック体制を強化する事により常に正しい処理が行われるよう緊張感を持って対処していただきたいと思う。

また、事務局長は、アイバンクコーディネーターという立場から、原則、365日、24時間体制で業務を行っており、非常時には県所管課の職員を対応させるなどの措置が必要と思われる。そうでなければ、組織として存立しなくなる虞があると思われる。

【意見】

(主務課・室 健康福祉部医療政策課)

平成27年度から、事務局長とアイバンクコーディネーターについては兼務とせず、各々専任者を置くこととしチェック体制の強化を図ることとした。

(※平成27年度予算措置を行うとともに、27年6月評議員会で議決済)

措置済み

エ 当団体の事業報告書の記載内容について

事業報告書は、事業計画の実施状況を明らかにするのが主たる目的であるため、事業計画との対比においてその達成状況を記載すべきと考える。

また、全体的に文章等による結果の羅列のみであり、当期に事業を実施した結果どのような効果が得られたのか等を記載すべきであると考える。

【意見】

(主務課・室 健康福祉部医療政策課)

平成27年度から作成する事業報告書(平成26年度分以降)には、事業計画との対比における達成状況等を記載することとした。

措置済み

オ 振替伝票、支出伝票等における決裁日の記入漏れについて

平成26年3月度のすべての振替伝票等を閲覧したところ、起票日の記載はあるがすべてに決裁日の記載がなかった。これは、常務理事である事務局長が就任する以前からそうであったとの事であり、本人も決裁日を記載すべきであるとの認識がなかったためである。決裁日は、当団体の意思決定を行った日であるため、決して漏らすべきではないと考える。

【意見】

(主務課・室 健康福祉部医療政策課)

監査実施日(平成26年10月31日)の翌日から、全ての振替伝票等に決裁日を記載することとした。

措置済み

カ 基本財産について

当財団は設立時に県、市町及び民間団体から合計3億円を引き受けて基本財産としたが、平成26年3月末の決算において基本財産と定款及び貸借対照表に差額が発生している。基本財産は設立以来、満期保有目的の国債で運用されており、理事会議事録及び国債購入時の決裁書を閲覧しても、基本財産を取崩すという趣旨の記載は見当たらない。更に、事務局長への質問から総合的に判断して、これらの差額は過年度における国債の額面価額と購入価額との差額処理の誤謬によるものと考えられる。従って、定款及び貸借対照表を修

(主務課・室 健康福祉部医療政策課)

県・市町・民間から出資を受けた298,717千円を超える基本財産を有しており、基本財産の取り崩しは行っていない。指摘の3億円は、財団設立時に設定した出資を募る目標額である。

定款には、国債で運用する、事業を行うために不可欠な財産を定めているところであるが、明確化を期して、平成27年度評議員会(平成27年7月開催)において定款の改正を行った。

措置済み

正し、基本財産を3億円とする必要がある

【指摘】

キ 監事監査の監査報告書の提出について

財団の財務規程第49条第2項では、財務諸表について「翌年度5月25日までに監事の監査を受けその監査報告書を添付の上、理事会に提出しなければならない」とあるが、平成25年度の監査報告書日付は平成26年6月6日になっている。財務規程で期限を定めているのであれば、実務でも規程通りに運用すべきである。

【指摘】

(主務課・室 健康福祉部医療政策課)

平成27年度(平成26年度分財務諸表)から、規程どおりの運用をすることとした。

措置済み

② 現物管理について

ア 簿外預金について

郵便貯金センター及び郵便貯金総合通帳について記帳漏れがあり、その結果として平成25年度の現金預金の期末残高と234,478円相違していた。郵便貯金センターは、寄付金及び賛助会費の受取に使用されており、期中の処理は運転資金口座として使用している普通預金口座に振替えた時点での収入を認識している。平成25年度は最終振替を平成26年3月12日に行っており、それ以後の31日までの寄付金収入113,000円、賛助会費12,000円及び振込手数料1,170円が計上漏れとなっていた。

また、郵便貯金総合通帳残高110,648円については、平成18年度から振替が行われておらず、この内訳は、過年度の寄付金収入110,000円とその受取利息648円であった。

簿外資産はそのまま不明となつても判明しない可能性が高く、横領などが発生しやすい環境を作っているといえる。110,648円については平成26年度の決算において過年度修正益を計上し、また、郵便貯金センターについては、取引の発生の都度記帳することとし、使用しない通帳は解約する等、適切な管理が必要である。

【指摘】

(主務課・室 健康福祉部医療政策課)

郵便貯金センター分については、平成26年11月27日に26年度過年度収入として受け入れた。郵便貯金総合口座残高については平成26年11月4日に26年度過年度収入として受け入れた後、直ちに口座を解約した。

また、郵便貯金センター分については監査実施日(平成26年10月31日)以降は、年度を越えないよう、通知を受けた都度、事務処理を行うこととした。

措置済み

イ 預金に対する銀行残高証明書の入手について

当団体は銀行残高証明書を毎月入手して、預金に関する補助簿との残高の一致の確認を行っている。しかしながら、取引銀行は当団体が入居している県庁内の一階にあるため、比較的容易に通帳の記帳がその都度実施できる状態にある。従って、期末月を除く他の月の預金残高については通帳残高での確認を行い、期末月のみ残高証明書を入手して確認を行うことが経済性の面からも有効と考える。

【意見】

(主務課・室 健康福祉部医療政策課)

平成26年11月4日に、残高証明書の発行停止を申し入れた。以降、残高については、預金通帳の記載をもって確認することとした。

措置済み

③出納(収入、支出)及び決算書について

(収入関係)

ア 変更届に関する決裁手続きの不備について

手数料収入は角膜提供に係る通信、摘要、保存、移送

(主務課・室 健康福祉部医療政策課)

平成27年度から、事務局長とアイバン

措置済み

<p>及び眼球の安全性等のための検査に要した金額を基に算定される。手数料の変更は理事会で決定し、評議員会で承認を得た後、厚生労働大臣に直近の収支決算書及び当該年度の決算見込計算書類を添付して届出ることにより可能となるため、価額の合理性は厚生労働省が担保していることになる。ところで、平成 25 年 4 月 1 日から 200,000 円とするための変更届は平成 25 年 3 月 15 日に行われているが、変更届の提出起案は平成 25 年 4 月 1 日であった。これは事後決裁となるため、留意が必要である。</p>	<p>クコーディネーターについては兼務とせず、各々専任者を置くこととし、チェック体制の強化を図ることとした。</p>	
<p>【意見】</p> <p>ウ 寄付金及び賛助会費について 財団が発行する「やまぐち移植医療通信」で寄付者名及び寄付額については公表し、寄付者にも送付しているため、収入について漏れなく計上されていることは寄付者も確認できる仕組みとなっている。ただし、賛助会費なのか寄付金なのか区分けが曖昧であり、今後は入金者に確認して区分を正確にする必要がある。</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部医療政策課) 平成 26 年 4 月 1 日以降は、入金確認後、寄付金または賛助会費の別を確認することとしている。</p>	<p>措置済み</p>
<p>【意見】</p> <p>(支出関係)</p> <p>ア 各大学病院等における検収業務について 当団体は各大学病院等の依頼で購入する手術用物品等がある。この手術用物品等については、業者が直接病院等に納入しており、その納入の際の検収業務については病院側に全面的に依頼している。しかしながら、当団体は病院等が行う検収の状況については管理していないとの事であり、検収業務が十分に履行されているか否かの確認のためにも検収済みの納品書を郵送させるなどを行い、納品書と請求書の一一致を確かめる等の作業を行うべきである。</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部医療政策課) 監査実施日（平成 26 年 10 月 31 日）の翌日から、検収済みの納品書の確認、または現地での確認を行うこととした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>【意見】</p> <p>(決算書関係)</p> <p>ア 財務規程について 財団の財務規程第 3 条では平成 16 年基準に準拠して処理する旨が定められているが、平成 20 年基準に準拠して全面的に見直すことを検討することが望ましい。</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部医療政策課) 平成 27 年度理事会（平成 27 年 7 月開催）において、平成 20 年基準に準拠するよう財団の財務規程の改正を行った。</p>	<p>措置済み</p>
<p>イ 財務諸表（貸借対照表、正味財産増減計算書）及び附属明細書について (ア) 正味財産増減計算書について a 「正味財産増減計算書」は作成されているが「正味財産増減計算書」の様式で表題が「収支計算書」となっている書類も見られ両者が混同されていると思われる。</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部医療政策課) 平成 26 年度分決算書からは、混同がないよう作成することとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>b 基本財産に計上されている投資有価証券は、全て満</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部医療政策課) 指摘のとおり修正し、平成 27 年度評議</p>	<p>措置済み</p>

	<p>期保有目的の債券である。当該有価証券は、全て指定正味財産から充当されており、償却額については、正味財産増減計算書の「II指定正味財産増減の部」に基づ本財産受取利息として計上する必要があるが、一般正味財産増減の部に表示されているため修正が必要である。</p> <p style="text-align: center;">【指摘】</p>	<p>員会（平成 27 年 6 月開催）において承認された。</p>	
(イ) 財務諸表に対する注記について	<p>「財務諸表に対する注記」1 (1) に平成 16 年基準を適用している旨の注記をしているが、「貸借対照表」、「正味財産増減計算書」とともに平成 20 年基準の様式で作成されているため平成 16 年基準を適用している旨の注記は不要である。また、財務諸表に対する注記「5 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益」の第 93 回国債について帳簿価額が前年度のままであり、償却原価法による修正が必要である。</p> <p style="text-align: center;">【指摘】</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部医療政策課) 指摘のとおり修正し、平成 27 年度評議員会（平成 27 年 6 月開催）において承認された。</p>	措置済み
ウ 電話加入権について	<p>電話加入権は過去に処分をしているが、貸借対照表及び財産目録に計上されている。貸借対照表及び財産目録から削除する必要がある。</p> <p style="text-align: center;">【指摘】</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部医療政策課) 指摘のとおり修正し、平成 27 年度評議員会（平成 27 年 6 月開催）において承認された。</p>	措置済み
④ 契約等について	<p>ア 物品購入関係の規定の整備について</p> <p>当財団においては、支払を行う場合においては支出伝票の決裁にて支払いを行うか、起案書にて決裁を行いその後支出伝票の決裁にて行うかという業務フローとなっている。ただし、起案書にて決裁を行う場合については明確になっておらず、「通常の支払い等でないもの」について起案書を作成している旨の説明を受けた。しかし、「通常の支払い等でないもの」についての基準は明確な規定は存在しなかった。</p> <p>また、事務局長専決基準については、「公益財団法人やまぐち移植医療推進財団決裁規程」が作成されている。しかし、規定の専決基準自体が明確ではなく、規定に則っている専決になっているかどうかは判断が出来なかつた。また、見積を徴しない随意契約に関してもどの範囲について随意契約が可能であるかの規定が存在しない。決裁関係の規定を再度見直して、権限設定等を明確にすべきである。</p> <p style="text-align: center;">【意見】</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部医療政策課) 平成 27 年度理事会（平成 27 年 7 月開催）において、財団の決裁規程の改正を行つた。</p>	措置済み
イ 雇用契約関係について	<p>(ア) 事務パートタイム職員 1 名について、週 20 時間を超える勤務が常態となっている。従って、雇用保険加入が強制されるが、雇用保険に加入していない。雇用保険法を順守して雇用保険への加入を行う必要がある。</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部医療政策課) 平成 26 年 11 月 5 日に、公共職業安定所において、平成 26 年 4 月 1 日に遡って加入手続きを行つた。</p>	措置済み

【指摘】

(イ) パートタイム労働法(短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律)第6条において「昇給の有無」、「退職手当の有無」、「賞与の有無」を文書の交付等により明示しなければならないが、当該明示がなされていない。また、労働基準法第15条、労働基準法施行規則第5条第1項により、一定の労働条件について書面明示が求められるが、要件を満たしている書面が作成されていない。雇用契約に際して明示又は書面提示が必要な事項については、明示又は書面明示を確実に行う必要がある。

【指摘】

⑤ 事業の有効性、経済性、効率性について

1. 事業の有効性について

当財団では、年間の眼球提供者の目標数を50人としているが、過去5年の眼球提供者数の推移は上記のとおりであり、目標数を大きく下回っている。その要因等を十分に分析し、眼球提供者の目標数を達成できるよう、関係機関と協力し、効果的な普及活動を行う必要があると考える。

【意見】

(主務課・室 健康福祉部医療政策課)  
平成27年度以降は、書面で明示することとした。

措置済み

8 公益財団法人やまぐち産業振興財団

(2) 指摘事項及び意見

① 組織、管理運営の状況、事業の実施状況、財務及び会計の状況について

ア 理事会の議事録での欠席者名の記載について

平成25年度に開催された2回の理事会における議事録を閲覧したところ、2回とも出席した理事の記載はあるが欠席者名の記載がなかった。理事会は、欠席者名も明らかにしてその事実を残す方が好ましい。なお、評議員会議事録には、欠席者名の記載がある。

【意見】

(主務課・室 商工労働部商政課)  
平成27年3月平成26年度第2回理事会議事録より欠席者の記載をした。

措置済み

イ 職務担当者の配置換えについて

過年度までは、毎年のように重要な変更があり既存の担当者が対応するだけでも予想以上に時間と労力を要したため、ジョブローテーションが現実的に困難であったことは理解ができる。

しかしながら、今年度は経理担当として育成可能な

(主務課・室 商工労働部商政課)  
平成27年3月、他部署との職務配置換えに関する方針を定めた。

措置済み

	<p>職員が配属となったことから、他部署との職務配置換えに関する方針等を明確に定め、運用することが望ましい。</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>ウ 情報公開について 定款及び役員名簿を除き、インターネットでの情報公開がなされていない。県民に対する積極的な情報公開のためにも、その他の情報のインターネットでの開示が望まれる。 又、県は所管課から外郭団体に対してインターネットによる情報公開を指導することが望まれる。</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>オ 寄付金に関する取扱規程について 財団の財務規程の中に、寄付金についての取扱規定が設けられていない。寄付を受ける場合もあることから、寄付採納の様式等、寄付金についての取扱いを定める必要がある。</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>② 現物管理について ア 物品表示票による備品の現物管理について 備品の現物管理を行うにあたっては、物品表示票等を貼付して管理する必要がある。物品表示票を添付することにより、備品台帳との確認が確実であり、しかも備品が他に移動したとしても確認が容易である。</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>③ 出納（収入、支出）及び決算書について ア 引当金明細の脚注標記について 附属明細書の貸倒引当金の明細が記載されており、その脚注には洗い替え方式である旨の記載がある。しかし、貸倒引当金は差額補充方式によっており、脚注記載の文言とが整合していない。</p> <p><b>【指摘】</b></p> <p>④ 契約等について ア 契約金額と実績額の差異について 契約金額と実績金額の乖離が大きい場合は、差異の原因分析を実施して委託業務を履行できたのか、当初見積もりは妥当であったかを検証してその資料を作成することが望ましい。 (該当する契約) ・地域産業成長促進事業実施業務</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>イ 瑕疵担保責任の契約書への記載について 「地域産業成長促進事業ポータルシステム」の導入に</p>	<p>(主務課・室 商工労働部商政課) 平成 26 年度事業報告及び決算書から、理事会・評議員会終了後、インターネットによる情報公開を開始した。</p>	措置済み
	<p>(主務課・室 商工労働部商政課) 平成 27 年 10 月、寄付金についての取扱いを定める規則を設けた。</p>	措置済み	
	<p>(主務課・室 商工労働部商政課) 平成 27 年 3 月、平成 26 年度決算における備品の現物管理の際に物品表示票を貼付した。</p>	措置済み	
	<p>(主務課・室 商工労働部商政課) 平成 26 年度決算報告書の附属明細書から、貸倒引当金の明細を適正な記載とした。</p>	措置済み	
	<p>(主務課・室 商工労働部商政課) 当該契約については、差異の原因分析等についての資料を作成し添付した。また、平成 27 年度の契約から、同様な事例があった際には、適切に検証し、資料を作成することとした。</p>	措置済み	
	<p>(主務課・室 商工労働部商政課) 平成 27 年度の契約から、瑕疵担保責任</p>	措置済み	

係る契約書には、瑕疵担保責任の条項が記載されていない。同提案仕様書の「5. 導入及び保守について」に瑕疵担保責任についての記載はあるが、契約書の本文にも記載することが望ましい。

(該当する契約)

- ・地域産業成長促進事業ポータルシステム

【意見】

ウ 隨意契約の起案書について

「契約における随意契約の取扱いについて（内規）」の3（1）に「物品購入等の起案をする際には、財務規程第29条第2項第1号から第7号までの適用条文を明記し、かつ、随意契約によることとした理由を明記すること」とある。しかし、ポータルシステムの維持管理に係る業務委託契約の起案書に理由は明記されていたが、適用条文が明記されていない。

(該当する契約)

- ・地域産業成長促進事業ポータルシステムの維持管理に係る業務

【指摘】

⑤ 事業の有効性、経済性、効率性について

ア 情報化促進事業について

当事業は、県内中小企業におけるIT機器を利用した経営の合理化促進、ITを活用した新事業への取り組み促進のため、「山口県中小企業IT利用連携会議」構成機関と連携して、セミナーを開催するものである。

平成25年度実施のIT戦略活用セミナーについては、平成25年10月7日の起案書によりその実施内容が承認されている。

セミナー案内を郵送する対象会社は661社となっており、公益財団法人やまぐち産業振興財団のデータベースから抽出していることの事である。当該セミナーについては2部構成となっており、第2部において食品製造・卸向け総合販売管理システムの紹介を行っているため、食品業を中心に抽出しているとの説明を受けた。しかし、セミナー案内を郵送する先については起案に明示されておらず、また、参加者アンケートによるとセミナーを知ったきっかけの65%が郵送したセミナー案内であったことから、可能な限り起案書に記載し、公益上、平等な機会を図っていることを明示することが望まれる。また、当該セミナーについては参加者定員50名を上回る53名の参加があったことから、十分に効率的なセミナー運営が出来ているものと判断できる。内容については、5段階評価のうち4以上の評価が62%となっており参加者にとって有用性の高いセミナーと考えられるが、更に高評価が得られるよう今後とも期待したい。

【意見】

イ 経営・技術等の人材育成事業について

科学技術普及啓発事業は、21世紀を担う青少年に広

について契約書本文に記載することとした。

(主務課・室 商工労働部商政課)

当該契約については、業務委託契約の起案書に適用条文を明記した。また、平成27年度の契約から、契約の起案書について、適用条文を明記することとした。

措置済み

(主務課・室 商工労働部商政課)

セミナー開催等で案内を郵送する際には、起案文書に抽出理由及び案内先を明示することとした。

また、今後も参加者に高い評価が得られるよう、取り組んでいく。

措置済み

(主務課・室 商工労働部商政課)

今後の開催にあたっては、東部の大学・

措置済み

	<p>く科学技術に触れあう場を提供する「夏休みジュニア科学教室」の開催を支援する事業である。事業内容は、夏休みジュニア科学教室実行委員会に対し1,000,000円の負担金を支出するものであり、その運営は同実行委員会が行っている。開催日は7月下旬から8月下旬であり、17回開催されており、開催場所は、宇部市11回、萩市1回、山口市2回、周南市1回、美祢市1回、山陽小野田市1回である。現在は徐々に他の市町での開催も増えてきているものの、当初は、当該教室が宇部市を中心として行われていた経緯があるため、宇部市の開催が多くなっているとのことである。今後はより幅広い地域での科学教室の開催を期待する。</p>	<p>高専、企業にも協力を依頼し、幅広い地域での開催を検討していくこととした。</p>	
	【意見】		
ウ	<p>下請取引あっせん事業について</p> <p>山口県内での単独の商談会については、登録企業のすべてに商談会の案内を送付し、ホームページ上でも公開されている。従って、機会についても登録企業に公平に与えられていると考えられる。また、商談会の費用については、会場費と人件費が主たるものであり、当該事業について効率的実施されていると考えられる。従って、当財団が県内企業の取引あっせんに果たす役割は大きく、今後も有効かつ経済的にあっせん事業を推進して行くことが望まれる。</p>	<p>(主務課・室 商工労働部商政課) 今後も有効かつ経済的にあっせん事業を推進していくこととしている。</p>	措置済み
	【意見】		
エ	<p>事業化支援展示会等事業について</p> <p>商談成立額と事業費との比較において、当該事業は有効かつ経済的になされていると判断した。また、当財団は県内企業の自主製品の情報等を保有していることから、県内企業の販路開拓・販路拡大において果たす役割は大きく、今後も有効かつ経済的に推進していくことが望まれる。</p>	<p>(主務課・室 商工労働部商政課) 今後も県内企業の販路開拓・販路拡大のため、有効かつ経済的に事業化支援展示会等事業を推進していくこととしている。</p>	措置済み
	【意見】		
オ	<p>研究開発等の支援について</p> <p>平成25年度の8件のうち1件について助成金の廃止申請が平成26年5月9日に提出されている。これは、当該助成金の交付決定を受けた事業者が、他の団体が行う、より有利な補助金を獲得したことから廃止申請が出されたものである。</p> <p>平成25年度においては、当助成金の予算を全て消化しておらず、委員会で事業評価がなされ、助成金を支給するものとして採択された助成事業については全て交付決定がなされている。しかし、仮に予算を全て消化した場合には、委員会で採択された助成事業のうち、最低点だった研究開発等については助成金が減額され、又は交付されないことが起こり得る。他の団体が行う、より有利な補助金は国の補正予算で設定されたものであり、交付決定後の廃止承認申請は、当財団の管理外かつ責任外で生じた事由であるものの、他の補助金や助成金の動向を含めて、財団として独自性のあ</p>	<p>(主務課・室 商工労働部商政課) 当該事業は、国と県からの出損金からなる基金の運用益で行っている事業であり、使途が定められていることから、財団单独で事業の内容を変更することは困難であるが、申請者に対して他団体の助成金等の情報を提供するなど、交付決定後に廃止申請がなされることのないよう、努めることとした。</p>	措置済み

る助成金とすることが望ましい。

【意見】

9 一般財団法人山口県国際総合センター

(2) 指摘事項及び意見

① 組織、管理運営の状況、事業の実施状況、財務及び会計の状況について

ア 理事会等における議事録での欠席者の明記について  
理事会、評議員会の議事録を閲覧したところ、出席者名は議事録に記載があるが、欠席者名は記載がない。理事等は理事会等に現に出席して議論に参加し、結論等を出す場であるから理事会、評議員会の結論に対して、参加しなかった人や意見が言えなかった人を明らかにしておくべきと考える。

【意見】

(主務課・室 商工労働部新産業振興課)  
指摘後直ちに、議事録に欠席者名を記載するよう、文書によりセンター内に周知徹底を図った。

措置済み

イ 経費支出伺書等の決裁日について

経費支出伺書等を閲覧したところ、起案日の記載は必ずあるが、決裁日欄そのものがないものや、決裁日欄はあるものの決裁日の記載がないものが散見された。団体としての意思決定がなされた日であり、必ず記載がなされるべきである。

【意見】

(主務課・室 商工労働部新産業振興課)  
指摘後直ちに、決裁日欄を設けるとともに、決裁日を記載するよう文書によりセンター内に周知徹底を図った。

措置済み

ウ 預り保証金について

(ア) 貸貸事業会計部門の不動産貸付については、新規契約時に保証金を徴収している。保証金については借受人が退去する際に返還義務を負っているため、固定負債の部に「預り保証金」を計上している。当該計上額は平成25年度末で67,000千円超となっているが、これに対応する特定資産は保有していない。また、貸貸事業会計部門では現金預金等の金融資産も保有しておらず、決算書上、返還財源が不足している状態となっている。これは、保証金を預かったという貸貸事業会計の負債に対して、相手勘定の資産を一般会計の流動資産である預金勘定に計上していることに起因している。保証金は、毎年一定額の返還義務が発生しており、過去の実績に基づいて合理的な金額を見積り、特定資産として、預り保証金の返還引当資産を確保する必要があると考える。

【意見】

(主務課・室 商工労働部新産業振興課)  
指摘後直ちに、預り保証金返還引当資産を設けるとともに、積立資金の予算措置を行い、平成26年度決算において、返還引当資産を確保することとした。

措置済み

(イ) 一般会計の流動資産に繰入れられた保証金は、一般会計の特定資産である「財政安定積立資産」135,000千円の原資の一部となっている。この「財政安定積立資産」は山口県貿易ビルの解体費用に充てるために積立てているとの事であり、必要額などについては理事会等に報告されているものの、具体的な金額や実施時期について議論された実績はない。また名称についても「財政安定」という曖昧なものであり、その名称か

(主務課・室 商工労働部新産業振興課)  
次期指定管理者を受託後の平成27年補正の理事会において計画内容を示す予定である。

改善途中

らは特定の目的が判断できない。特定資産とは、特定の目的のために理事会等の承認に基づいた繰入計画に従って積立保有する資産であり、原則として、目的外の取崩しを行うことも認められていない。

従って、賃貸事業会計の預り保証金に対応する特定資産の計上を検討すると同時に、会計部門ごとに本来必要な目的資産額と計画的な積立の実施方法を総合的に見直す必要があると考える。

#### 【指摘】

##### オ 情報公開について

財産目録、収支予算書について、インターネットにおける情報公開がなされていないが、公開するのが望ましい。

又、県は所管課から外郭団体に対してインターネットによる情報公開を指導することが望まれる。

#### 【意見】

##### カ 当団体の事業報告書の記載内容について

事業報告書は、事業計画の実施状況を明らかにするのが主たる目的であるため、事業計画との対比においてその達成状況を記載すべきと考える。

#### 【意見】

##### ② 現物管理について

###### ア 現金預金の残高管理について

###### (イ) 預金について

郵便局で購入する必要のある収入印紙について取引銀行で購入資金を払出し、担当者が現金を持って郵便局まで購入に行っている。その金額は毎回300万円程度ということであるが、安全性や業務の効率性を考えると、「ゆうちょ銀行」に口座を開設することが望ましい。

#### 【意見】

##### ③ 出納（収入、支出）及び決算書について

###### （収入関係）

###### ア 賃貸借に関する規程の整備について

当センターは、テナントビルとして国際貿易ビル及び山口県貿易ビルを合わせて、86室の管理運営を行っているが、賃貸借に関する規程が整備されていないままに業務を行ってきた。そのため、テナント契約の際、契約に至るまでの過程の中で、入居候補者との交渉等により賃料や敷金等を減額して契約するケースが発生すると考えられる。まずは基本的な賃貸借に関する規程を整備し例外的な契約を認める場合についても、その規程に基づいて業務を運用する必要があると考えられる。

#### 【意見】

（主務課・室 商工労働部新産業振興課）

平成27年度から、財産目録、収支予算書をインターネットで公開することとした。

措置済み

（主務課・室 商工労働部新産業振興課）

指摘後直ちに、事業計画書との対比において、事業報告書にその達成状況を記載するよう、文書によりセンター内に周知徹底を図った。

措置済み

（主務課・室 商工労働部新産業振興課）

平成27年1月に、ゆうちょ銀行に口座を開設した。

措置済み

（主務課・室 商工労働部新産業振興課）

平成27年5月理事会で、「新規テナント入居者の賃料減額に係る取扱い方針」を定めたことを報告し了承を得た。

措置済み

イ 賃料の減額を行っている入居者に対する契約の自動更新について

賃料等を減額している入居者に対して平成25年度より自動更新しているが、当該入居者との賃貸借契約について平成24年度までは収支の状況等の報告を受け、例外的に賃料等を減額して契約していた。しかしながら、賃貸借契約は自動更新するのではなく、入居者が所有する店舗の必要性や収支の状況等を毎期検討したうえで、賃料等の決定を行い、契約を行うことが必要であると考える。

#### 【意見】

(主務課・室 商工労働部新産業振興課)

次年度以降、契約の更新に当たっては、店舗の必要性や収支の状況を等を検討し、賃料等の決定をし、契約を行う予定である。

改善途中

#### (支出関係)

ア 指定管理料で取得した備品について

平成26年3月31日現在の貸借対照表を閲覧したところ、建物、設備等は資産計上されているが、備品は資産計上の表示がなされていない。そこで、事務局長に質問したところ、一般会計での調達備品はないが、指定管理料で調達した備品はあるとの回答を得た。指定管理料で調達した備品は当団体に所有権があることが包括協定書に明記されている。当団体は平成18年度から指定管理者となっているが、その当時からの指定管理料で調達した備品はすべて指定管理会計で費用処理されていた。「耐用年数が1年以上でかつ取得価格が10万円以上の備品」を再度調査して正しく資産計上すべきである。

#### 【指摘】

(主務課・室 商工労働部新産業振興課)

「耐用年数が1年以上でかつ取得価格が10万円以上の備品」を再度調査し、平成26年度決算以降資産計上することとした。

措置済み

#### ④ 契約等について

ア 契約に係る規程の整備について

契約についての規程が作成されておらず、実務的には山口県会計規則に準じているとのことである。契約に関する手続書としては「競争入札等審査会設置要綱」、「競争入札等審査会事務フロー（別記第1号様式～別記第13号様式）」がある。体系としてはまず規程が存在し、その詳細を手続書等で規定するのが一般的であるので、契約に係る規程を作成し体系を整備する必要がある。その他「見積微取に係る取扱いについて」という文書を過去に作成しているが、位置付けが曖昧であるためそれを明確にする必要がある。

#### 【指摘】

(主務課・室 商工労働部新産業振興課)

平成19年3月22日付平18会計2017号で、「外郭団体が通常行う調達についても、県の取扱いに準拠することを指導すること」とされており、本財団もその取扱いを行っているところである。指摘の取扱い等については、平成27年4月、本県会計規則及び取扱いに準拠したものであることを「見積微取に係る取扱いについて」に明記した。

措置済み

#### イ 別記第1号様式（執行伺及び見積微取伺）について

（ア）「支払方法及び根拠」で「2 概算払」「3 前金払」の根拠が規程集に綴じられた様式では「山口県会計規則」となっているが、実際に利用している様式は「会計規則」となっている。正しくは「山口県会計規則」なので、規程集に綴じられた様式を使用すべきである。

（該当する契約）

- ・高層棟及びアリーナ棟監視カメラ更新工事
- ・イベントホール出入り口修繕工事

(主務課・室 商工労働部新産業振興課)

指摘後直ちに、規程集に綴じられた様式を使用するよう、文書によりセンター内に周知徹底を図った。

措置済み

- ・端末伝送装置オーバーホール工事
- ・山口県貿易ビル外壁赤外線調査業務委託
- ・高層棟ゴンドラ修理工事（西側）
- ・外壁全面打診調査業務委託
- ・機械式駐車場設備修理工事
- ・タワー監視カメラ更新工事
- ・タワー空調設備改良工事

【指摘】

(イ) 脚注の記載について

規程集に綴じられた様式には脚注で「競争入札等審査会を開かない場合には、備考欄にその理由を記入すること」という記載があるが、開催していないにも関わらず備考欄にその理由の記載がない。

(該当する契約)

- ・イベントホール出入り口修繕工事
- ・端末伝送装置オーバーホール工事
- ・山口県貿易ビル外壁赤外線調査業務委託
- ・高層棟ゴンドラ修理工事（西側）
- ・外壁全面打診調査業務委託
- ・機械式駐車場設備修理工事

【指摘】

ウ 別記第2号様式（競争入札等審査会）について

規程集に綴じられた様式が使用されていない。規程集に綴じられた様式は「別記第2号様式」であり、表題は「競争入札等審査会」であるが実際に使用しているのは「別紙第2号様式」となっており表題も「指名審査会資料」となっている。また内容についても以下のように異なっており、実際に使用している様式では規程集に綴じられた様式と比べると項目が不足している。特に、重要と考えられる選考理由等が記載されておらず、規程集に綴じられた様式を使用して審査内容を充実したものとすべきである。

(該当する契約)

- ・高層棟及びアリーナ棟監視カメラ更新工事
- ・タワー監視カメラ更新工事
- ・タワー空調設備改良工事

【指摘】

エ 隨意契約の根拠について

地方自治法施行令167条の2の規定により随意契約する場合、物品購入伺の契約の方法の欄には記載しているが、「地方自治法施行令第167条の2第1項第〇号の規定による、」の第〇号の欄がすべて記載されていない。随意契約の根拠の理由がある以上、第〇号まで記載が必要であると考える。

【意見】

オ 事務局長の専決について

山口県国際総合センター事務決裁規則第4条の2項

(主務課・室 商工労働部新産業振興課)

指摘後直ちに、備考欄に競争入札等審査会を開かない理由を記載するよう、文書によりセンター内に周知徹底を図った。

措置済み

(主務課・室 商工労働部新産業振興課)

指摘後直ちに、規程集に綴じられた様式を使用するよう、文書によりセンター内に周知徹底を図った。

措置済み

(主務課・室 商工労働部新産業振興課)

指摘後直ちに、随意契約の根拠の理由として、第〇号まで記載するよう、文書によりセンター内に周知徹底を図った。

措置済み

(主務課・室 商工労働部新産業振興課)

指摘後直ちに、一件の金額が、100万

措置済み

	<p>では、事務局長が専決することができる事項は、概ね次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一件の金額が100万円未満の収入及び支出に関すること。</li> <li>・一件の金額が50万円未満の物品の取得及び処分に関すること。</li> </ul> <p>と規定されている。</p> <p>しかしながら、100万円以上のものが、事務局長の決裁で処理されているものがあった。規則どおり理事長が決裁すべきであると考える。</p>	<p>円以上の収入、支出及び50万円以上の物品の取得及び処分については、理事長の決裁となることを、文書によりセンター内に周知徹底を図った。</p>	
10 公益財団法人やまぐち農林振興公社 (2) 指摘事項及び意見 ① 組織、管理運営の状況、事業の実施状況、財務及び会計の状況について	<p>ア 理事会における理事の出身団体の割合について</p> <p>理事会における理事の出身団体の割合について検討を行った。平成26年8月7日現在で理事総数9名中、4名が県のOBであり非常に高い割合となっている。また、それらの理事は、理事長1名、専務理事1名、常務理事2名と理事会における重要な地位を占めている。その理由を質問したところ、統合した旧(財)山口県林業公社から2名、また、統合した旧(財)山口県農林開発公社から2名を県からOB理事として登用していた経緯があり、その名残が現在まで受け継がれていることによるとの回答を得た。公益認定を受ける際も、県からの派遣ではなく県のOBという理由で特に問題とはされなかったそうである。しかしながら、理事会は当公社の重要な意思決定機関であり決議が公平になされているという外観を呈するためにも、バランスの良い理事の選任が望まれる。</p>	<p>(主務課・室 農林水産部農林水産政策課) 平成27年6月の定期評議員会で改選を行い、県OBの理事を削減した。 (4名／9名→2名／9名)</p>	措置済み
イ 理事会、評議員会の議事録について	<p>イ 理事会、評議員会の議事録について</p> <p>それらの議事録を閲覧したところ、出席者については出席者数と評議員、理事、監事の氏名の記載があるが、欠席者については氏名の記載がなかった。理事会、評議員会は単に定足数を満たせばよいというものではなく、評議員等自らが積極的に出席して活発に議論をすべきものであるため、直ちに欠席者が分かるように欠席者名を記載すべきである。</p>	<p>(主務課・室 農林水産部農林水産政策課) 平成27年3月25日に開催した定期理事会から、欠席者についても記載することとした。</p>	措置済み
ウ 起案書における決裁日の記載もれについて	<p>ウ 起案書における決裁日の記載もれについて</p> <p>平成25年度の起案書の一部をサンプルとして入手して、その記載の状況を検討したところ、起案日の記載はあるものの、決裁日はすべて記載がなされていなかった。決裁日の記載は、その事案が決定されたことを証するものであり、仮に、起案日当日に決裁が下りたからといって省略してもよいものではないと考える。</p>	<p>(主務課・室 農林水産部農林水産政策課) 監査日以降の起案書には、決裁日を記載している。 また、平成26年度の監査日以前の起案書についても決裁日を記載し整理した。</p>	措置済み